

令和7年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和7年12月9日（火曜日）

議事日程第3号

令和7年12月9日（火曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 18番 佐藤 義之 議員
5番 大友 孝徳 議員
13番 岡見 善人 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第194号及び議案第195号 2件

第4. 提出議案・請願・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（21人）

1番 橋島 達也	2番 小川 光弘	3番 佐々木 司
5番 大友 孝徳	6番 松本 学	7番 泉谷 赴馬
8番 新宅 慈	9番 小田 彩	10番 大友 ます子
11番 堀井 新太郎	12番 甫 仮貴子	13番 岡見 善人
14番 栗野 希穂	15番 小松 浩一	16番 正木 修一
17番 渡部 聖一	18番 佐藤 義之	19番 高橋 信雄
20番 伊藤 順男	21番 長沼 久利	22番 佐藤 健司

欠席議員（1人）

4番 佐藤 正人

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊 貴信	副市長	佐々木 司
副市長	三森 隆	教育長	秋山 正毅
企業管理者	三浦 守	総務部長	高橋 重保
企画振興部長	阿部 徹	市民生活部長	遠藤 裕文
健康福祉部長	小松 等	産業振興部長	齋藤 喜紀
観光文化スポーツ部長	今野 和司	建設部長	原 敬浩
教育次長	熊谷 信幸	消防長	佐藤 勝則
地域づくり推進課長	佐藤 徳和	生活環境課長	佐々木 信幸
次長兼健康づくり課長兼本荘保健センター所長	佐藤 尚子	長寿生きがい課長	真坂 輝仁

農業振興課長	遠藤哲也	農山漁村振興課長	渡部 聡
観光振興課長	村上廣隆	文化・スポーツ課長	長谷川 潤一
建設管理課長	東海林健悟	主幹兼学校教育課長	村上 雅美

議会事務局職員出席者

事務局長	伊藤 望	次長	齋藤 剛
書記	村上大輔	書記	齋藤 身子
書記	高野周平		

午前9時30分開議

○議長（佐藤健司） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

4番佐藤正人さんより欠席の届出があります。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

それでは本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。

本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（佐藤健司） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、毎回お願いですが、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思っております。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

18番佐藤義之さんの発言を許します。18番佐藤義之さん。

【18番（佐藤義之議員）登壇】

○18番（佐藤義之） 皆さんおはようございます。高志会の佐藤義之です。

今年も残すところあと3週間となりました。また昨夜11時15分頃に八戸沖を震源とする大きな地震が起き、被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。改選後の初の今年最後の定例会となり、月日の過ぎゆく速さを年々感じる年になってきました。議員の顔ぶれ、会派の顔ぶれも変わり、議席も変わり、また、新たに爽やかな気持ちで臨む所存でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは議長より質問の許しを得ましたので、これより一般質問を行います。

大項目1、害獣駆除対策等の対応について。（1）箱わな設置による駆除対策はについてです。

熊関係は、昨日から4回目になる質問ですので、少々飽きぎみかもしれませんが、少し我慢していただき、また、最新情報等の数字にも質問通告書の日時の関係上、差異があることを御勘弁願います。

近年の市街地への害獣出没による市民生活の安心・安全が全国的に脅かされてきております。連日の報道機関による熊出没や被害状況の報道、最近では静かになってきましたが、マップシステム、クマダス情報、農山漁村振興課による目撃情報に注意喚起と、熊情報を見ない日がないくらい大変な秋から冬にかけてのシーズンとなりました。

県による11月19日の発表によれば、熊の捕獲が2年ぶりに2,000頭を超え、各地で人身被害も相次ぎ、11月19日までに66人が襲われ、このうち4人が死亡と大変痛ましい事故も発生しております。本市でも2年前は人身被害がゼロでしたが、今年2名の痛ましい人身被害が起きており、獣害対策が急がれたところであります。

本市農山漁村振興課、11月11日臨時議会の資料によれば、熊の目撃情報・捕獲頭数・箱わな設置数の状況、10月31日現在の公表では、近年出没の多かった令和5年の熊目撃情報205件に対して343件、捕獲頭数は69頭に対して75頭と、いずれも2年前を上回る今年の状況であり、箱わなの設置数も市全体で25の保有数で19か所の設置数であり、各地域の猟友会、各担当部局の御対応に大変感謝申し上げます。

以上のような現状の観点から、今後の対応といたしまして、各地域の猟友会の高齢化や会員数の減少などにより、私の地元猟友会によれば、ここ二、三年で害獣出没による箱わな設置対応などが、人員不足などから大変厳しくなる状況のようで、市担当部局の方でも箱わな設置の際のわな猟免許取得者がいれば、緊急対応時には迅速に行動に移せるのではと捉えます。市の御所見をお伺いいたします。

大項目1、(2) I o T自動撮影カメラによる熊出没・捕獲監視の設置はについてです。

令和5年第4回12月定例会の行政改革推進課による報告事項で、今年度の次に熊目撃情報・捕獲数の多かった令和5年11月16日から12月下旬の実施期間で、12月上旬にI o T自動撮影カメラ設置の実証実験のタイムリーな報告がありました。

以下の内容として、本市では、熊出没や被害が例年になく多く発生していることから、N T T東日本秋田支店の協力により、I o T自動カメラによる熊出没・捕獲監視の実証実験を行っている。熊捕獲のためのおり設置をすると、捕獲状況の確認に現地まで赴く必要があるが、おり付近にI o T自動カメラを設置し、スマホやP Cで監視ができれば、より効率的、効果的な対応につながることを期待される。

設置場所は、市内8か所、各地域に1台ずつ設置を行い、実施内容としては、熊のおり付近や過去の出没エリアにI o T自動カメラを設置。A Iが熊と判別した際に自動で撮影され、専用サイトやアプリで映像により捕獲状況等を確認することが可能であり、カメラの設置状況や判別状況等を実証実験として検証するもので、カメラはN T T東日本からの提供で費用負担はなしと報告を受け、猟友会員のおり設置後の当番制による朝・夕2回の見回りの負担増のお話も伺っていましたので、見回りの軽減にもなるし、子熊がおりにかかった場合などは、周辺に親熊がいる可能性が大きいので、かなりの警戒が必要ですので、このようなデジタル機器が対応に当たれば大変助かると期待したところでした。

しかし、その後一向に計画案が示されることがなく、どうしたことかとの思いでお聞きします。I o T自動撮影カメラでの熊出没・捕獲監視の今後の対応をどのように考えているのかをお伺いします。

大項目 2、ごみの減量化に向けた取組策をについてです。

ごみ減量化等推進委員会からなる、ごみ排出削減に向けた取組の見直しについて協議された提言書が 9 月に市に提出され、ごみ量削減に向けた様々な取組の中で、ごみ有料化について、条例に定める本則まで手数料を増額することは妥当であるなどの提言があり、その内容について、市議会 9 月定例会の教育民生常任委員会で報告し、その後、市民に対して広報ゆりほんじょう 11 月 1 日号に掲載し広報され、11 月 11 日の臨時議会終了後に議会全員協議会で説明を受けました。

市環境基本計画の中で、中間年に当たる 2024 年度時点で排出量の目標値が達成できなければ、ごみ袋価格の見直しの是非を検討するとしており、近年は 1 人当たりのごみの排出量が目標値をオーバーしており、10 年計画の最終年、令和 11 年度の目標達成に向け厳しい状況にあり、また、市のごみ収集量・処分経費の増加に、物価高騰なども重なり、ごみ減量化対策に係るごみ処理手数料見直しに関連する条例案を今 12 月定例会に提出するとのことでした。

そこで、ごみ減量化及び資源化を図るに当たり、他自治体で行っているところもあり、御存知とは思いますが、生ごみ処理機の購入補助として、全国的な平均補助額として、生ごみ処理機購入費の 3 分の 1、上限 2 万円から 3 万円。コンポスト購入費の 2 分の 1、上限 5,000 円から 1 万円。水切りバケツ購入費の 2 分の 1、上限 2,000 円。水切りバケツは生ごみを密閉して水を抜く容器です。

以上の機器への補助で市民に広くごみ減量化、自然環境を守ることもつながる取組で意識を変えてもらうことが、ごみ減量化につながっていくと捉えます。

ごみ袋の値上げでのごみ減量化も、最初のうちはそれなりに効果があると思いますが、そのうちすぐに慣れてきて、減量化への継続は薄れてくるとの思いもあり、家庭から出るごみで一番比率の高い水気の多い生ごみ対策について、市の御所見をお伺いします。

大項目 3、由利高原鉄道・おばこ楽得割引についてです。

おばこ楽得割引は、運転免許証を返納した 65 歳以上の方が駅窓口で、運転経歴証明書または、ふれあい塾受講済証。これは県内各警察署が実施する安全・安心講習、ふれあい塾を受講して交付される受講証明書のことで、どちらも平成 25 年 4 月から実施されている割引で、運賃額の半額割引が受けられることで、免許返納者にとっては、移動手段に係る金銭的負担が軽減されるために、大変喜ばれている割引制度であります。

ただ、運転免許証取得の経歴のない方のふれあい塾受講に関しては、人数が集まり次第での開催のため、最近では年に 1 回程度の開催があるくらいで、受講しにくいために、おばこ楽得割引の利用が難しいと、市民の方からの声があります。

令和 8 年度末までに、羽後交通の運転士不足などの影響もあり、鳥海伏見一本荘路線の見直しの検討を行うとの情報もありました。公共交通機関としては、令和 9 年度以降は由利高原鉄道が唯一の公共交通機関になるのではとの不安な面もあります。

以上のこともあり、運転免許証がなければ、特に高齢者にとっての移動手段は大変厳しいのが現状であり、病院に行くのも、買物に行くのも、または趣味の運動施設に通うことでも、田舎の場合は特に大変なことであります。

以上の観点から、高齢者の場合でありますと、夫婦での同行が比較的に多いこともあ

り、片方が運転免許証返納者で割引対象になり、相方は運転免許の取得がないため割引対象になり得ない事象も当然あり得ることですので、配偶者も同様の割引対象者に御対応できないか御所見をお伺いいたします。

最後に大項目4、将来の農業従事者の確保と育成についてであります。

11月21日、全国農業新聞トップ2刷りに、農業委員会活動の課題解決へ、25年度職協全国研究会、秋田由利本荘市農業委員会の地域計画の目標地図作成までの取組と、今後のブラッシュアップに向けた予定を紹介した記事が掲載されており、取組がすばらしかったので、一部抜粋した内容をお聞きします。

2023年度に、地域での話合いに特化した地域農業者協議会を設立し、地域の農地状況を理解するに当たり、耕作者ごとに色分けし、農地所有者の意識調査結果を示した地図を農業委員会サポートシステムで作成し、耕作者に対し、今後5年以内と5年以降の希望を、規模拡大、現状維持、規模縮小、離農したいから選ぶ調査を行った結果、調査対象の70.2%に当たる3,485人が回答し、縮小・離農意向が50%を占め、さらに縮小・離農意向者のうち約81%が次の担い手が決まっていないと判明しましたとありました。

ここで、回答についてお聞きします。縮小・離農意向者が1,740人余りで、そのうちの1,410人余りの担い手が決まっていないという調査結果で、調査者の7割を占める回答ですので、かなりの全体像を把握できると思われれます。米の価格も上がり、もうけられる米作り農業ができる時期にやっと入ってきておりますので、将来の農業従事者のやる気のある担い手の確保・育成をどう捉えているのかを、米の価格も上がり、もうけられると思えるこの時期が重要との思いもあり、市の考えをお伺いいたします。

また、このたびの調査結果についての委員会の話合いの際に、タブレットで現地確認をした農地情報を確認しながら回答を行い、記事の写真では、西目地域の広大な区画整理された田んぼを調査内容に従い、田んぼを色分けした画像が掲載されており、大変見やすく、分かりやすい仕上げでした。特に話合いの成果が現れた地域は、話を前に進めるキーマンがおり、地域のブラッシュアップに当たっても、キーマンを見つけることが重要と捉えておりました。

まだ地域計画の方向性が決まっていない地域はキーマンを掘り起こし、前向きな話合いを目指したテーマや若手農業従事者に絞った開催などを検討しますとのことでありました。

以上のことから、将来のある、投資がまだまだ可能な若手農業従事者に絞った開催など、地域の将来に向けたブラッシュアップで、将来の農業政策の見える化に明るい希望の記事でした。

以上を申し添えて大項目4点の質問となります。御答弁よろしくお伺いいたします。

【18番（佐藤義之議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。答弁の前に、昨夜大変大きな地震がございました。市民の皆様には大変御心配、また怖い思いをされた方々もおられることだろうと思います。まずもって被災された皆様には、本当に心からお見舞いを申し上げる次第であ

ります。

由利本荘市もかなりの揺れがございましたが、ただいま被害状況について情報収集をしているところでありますが、現在のところ、市内においては、被害の情報は入っておりません。ただ、もし何かございましたら、ぜひお知らせいただきたいというふうに思います。加えまして報道ベースであります。気象庁等々の話では、向こう1週間程度は、同様のことがあるかもしれないというような報道もございますので、市民の皆様には、細心の注意をしていただきまして、基本的には自分の命は自分で守るということを考えながら対応していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げる次第であります。

それでは、佐藤義之議員の御質問にお答えいたします。

初めに1、害獣駆除対策等の対応についての(1)箱わな設置による駆除対策はについてお答えいたします。

昨今の出没状況を踏まえると、熊等の有害鳥獣捕獲に携わる担い手の確保が喫緊の課題となっておりますが、市鳥獣被害対策実施隊員に任命した猟友会員の人数は、令和5年度は109名、令和6年度は104名、そして、今年度は97名となっており、年度を追うごとに減少している状況であります。

さらに、猟友会員の約7割が60歳以上であるなど高齢化が進行しており、地域によっては猟友会員が数名しかおらず、獣害対策としての箱わな設置などの活動が困難となりつつある地域も出てきております。

箱わなの設置による捕獲は、狩猟に関する専門的な知識や技術を持つ猟友会の皆様の御協力なくしては成り立たないものであり、市では新規狩猟免許取得者への補助制度を設け、猟友会員の増加に努めてまいりました。

その結果、現に若い方の狩猟免許取得につながってはいるものの、全体ではそれを上回るペースで会員の減少が進んでいる現状となっております。

こうした状況の中、佐藤義之議員が御提案する市職員のわな猟免許取得については、緊急対応として猟友会の対応が困難な場合でも、箱わな設置を行うことが可能となるほか、さらに、日々の箱わなの見回りは市職員が、捕獲後の駆除は猟友会が、といった役割分担の体制を構築することが可能となり、猟友会の皆様の負担軽減につながることを期待されます。

一方で、市の方針としてわな猟の免許取得を職務として職員に強いることができるか否か、通常業務としての在り方や安全性の担保など、様々な課題について慎重に判断する必要があります。今後の検討課題として受け止めさせていただきます。

いずれにいたしましても、猟友会員の高齢化や減少に課題があることは確かですが、熊対策は待ったなしであり、国・県による支援策も活用しつつ、猟友会や関係機関が協働し、緊急時にも迅速かつ安全に対応できる体制を整え、市民の安全・安心につながる適切な対応を着実に実施してまいります。

次に、(2)IoT自動撮影カメラによる熊出没・捕獲監視の設置はについてお答えいたします。

令和5年度にNTT東日本秋田支店の御協力により、箱わな設置に伴う猟友会員の見回りの負担軽減を目的としたIoT自動撮影カメラの実証実験を11月中旬から12月下旬

の期間で実施いたしました。

この期間は、結果として熊の出没が減少した時期となったこともあり、捕獲された熊の撮影はできなかったものの、遠隔地からでも撮影動画の視聴が可能になるなど、その有用性を確認できたことは大きな成果でありました。

その後、本格導入を検討いたしましたが、費用対効果の面から、導入に踏み切れなかったことが実情であります。

こうした状況を踏まえ、現在、I o T自動撮影カメラの代替策として、一部ではありますが、通信機能のないトレイルカメラを箱わな付近に設置し、熊の出没状況を把握しているほか、熊が箱わなに入り、扉が下りたことを検知してメール送信されるI o T鳥獣捕獲検知システムについても費用対効果を十分考慮した上で、導入したところであります。

このI o T鳥獣捕獲検知システムは、今年度に、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、8台を調達しておりますが、市が保有する箱わな全てに設置できる状況には至っていないことから、今年度の検証を踏まえた上で、クマ被害対策施策パッケージなどを活用し、来年度以降、順次調達してまいりたいと考えております。

今後も実用性を検証し、労力の軽減に期待ができるI C T等の設備は積極的に取り入れ、箱わなの見回りの省力化や安全な捕獲対応につなげてまいります。

次に、2、ごみの減量化に向けた取組策をについてお答えいたします。

本市では、ごみの排出抑制を目的として平成19年度からごみの有料化を導入いたしました。

導入当初は大きな減少が見られましたが、近年は増加傾向が顕著で、令和6年度の実績は目標を大きく上回っております。

この状況を踏まえ、本年5月から4回にわたり、市民、事業者、有識者からなるごみ減量化等推進委員会で、今後のごみ減量化に向けた取組を御協議いただいたところ、手数料見直しを含む様々な御提言をいただきました。

これらを基に検討した結果、18年以上適用してきたごみ処理手数料の激変緩和措置を廃止し、条例本則の価格によることとし、本定例会に関係条例改正案を上程したところであります。

加えて、委員会からはごみ減量に対する意識が近年やや低下しているのではないかとの指摘があったことから、市では、各家庭における生ごみなどの水切り徹底や、食品ロス削減に向けた取組の強化、さらに、5Rの促進など、この11月から市広報などによる啓発を行っており、今後も、積極的な情報発信を計画しております。

また、市と2つの事業者との新たな連携協定締結による、市民が不要となった物のリユースをウェブサイト上でマッチングできるサービスの利用促進や、市内食料品小売店による店頭でのリサイクルボックスの紹介を市ホームページで行うなど、ごみ減量につながる施策について導入を開始しております。

御質問の、生ごみ処理機やコンポストの普及はごみの減量化や再資源化に有効であると認識しており、本市では平成17年度から生ごみ処理機購入費補助を実施し、多くの利用をいただきましたが、ごみ減量化啓発に一定程度の効果が得られたことなどから、平成26年度に終了した経緯がございます。

しかしながら、近年はごみ排出量が増加傾向に転じている状況にあり、これら様々な減量化対策の効果を見極めながら、市民のごみ減量に向けた意識を高めるため、新たな補助制度の導入を含めた有効な取組について研究してまいります。

次に、3、由利高原鉄道・おばこ楽得割引についてにお答えいたします。

鳥海山ろく線は、本市にとって重要な公共交通機関であり、通勤や通学、高齢者や運転免許を持たない住民の移動手段としても、広く活用いただいております。地域の方々の利用が沿線の活性化につながっているものと認識しております。

おばこ楽得割引制度は、高齢者による免許の返納を促すため、免許返納後の移動支援を目的として、由利高原鉄道株式会社と由利本荘警察署が平成25年に締結した協定に基づき、平成25年4月からスタートした運賃の半額を割り引くものであり、令和6年度には115名に御利用いただいております。

また、免許返納者に限らず、免許を持ったことがない方につきましても、由利本荘警察署が行うふれあい塾を受講することにより、本制度の対象となりますが、ふれあい塾が受講しにくいとの御指摘につきましては、由利本荘警察署に伝えさせていただきます。

御提案のおばこ楽得割引の割引対象者を配偶者まで拡大することにつきましては、事業者により提供されている割引制度であり、由利高原鉄道株式会社の経営判断によるものとなりますので、御提案内容を伝えさせていただきます。

市といたしましては、今後も由利高原鉄道がより多くの方々にとって利用しやすい鉄道となるよう連携してまいります。

次に、4、将来の農業従事者の確保と育成についてにお答えいたします。

御質問にありました地域計画については、高齢化の進行が加速する中、将来にわたって農地を適切に利用していくため、農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の人・農地プランが地域計画として法定化されたほか、10年後の農地利用の姿を一筆ごとに明らかにした目標地図の作成も併せて義務づけられたものであります。

この制度に基づき、本市におきましても、市内16地域の地域計画策定の作業に着手しましたが、その過程において、地域農業の将来像を描くための基礎資料として、令和5年12月に水田を活用し耕作している4,964名の農家の皆様を対象に、向こう10年程度の営農意向を確認するための調査を実施いたしました。

調査の結果、佐藤議員の御指摘のとおり、5年後以降に規模縮小・離農の意向を示された方が約5割を占め、そのうち約8割の方が、次の担い手が決まっていないと回答されており、また、地域の話合いにおいても、担い手不足や高齢化に伴う労働力の減少の声が多数あり、地域農業の持続に向けて、本市において担い手の確保・育成がまさに喫緊の課題であることを、改めて認識したところであります。

市では、新規就農者育成総合対策など後継者を含めた新たな担い手の確保に努めてきたほか、担い手確保・省力化支援事業によるスマート農機の導入支援など、効率的な農業経営の後押しを進めてまいりましたが、独立自営や雇用就農といった、多様な形態による新規就農者は直近5年間で61人増となったほか、スマート農機導入により省力化に取り組んだ農家は直近2年間で29名に上っており、55ヘクタールの農地を集約するなど、着実に効果が現れてきているものと受け止めております。

現在、米価の上昇という農家にとっては明るい材料があるものの、一方では資材価格の高騰といった環境の変化に加え、水張りルールや米生産の方針の変更など、国の米政策の先行きを見通せないこともあり、現場には不安や戸惑いの声があることも承知しておりますので、生産コストに見合ったレベルの米価など、将来に不安を持つことなく意欲を持って営農を継続できるような政策展開について、国や県に働きかけてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、米価回復という好機を捉えつつも、農業を取り巻く情勢の変化に対し、市といたしましては、これまで以上に緊張感を持って注視するとともに、引き続き、担い手確保・育成対策を最重要課題として捉え、意欲のある農業者が中核的役割を担いながら本市農業を牽引していただけるよう、関係機関と連携を図りながら、担い手支援策を積極的に展開してまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 18番佐藤義之さん、再質問ありませんか。

○18番（佐藤義之） ありがとうございます。

大項目1の害獣駆除対策等の対応についての（1）箱わな設置による駆除対策はについて再質問させていただきます。

先ほど市長より令和5年度から令和7年度までの猟友会員の減少の報告がありました。その後に箱わなの見回りは市の職員が、捕獲後は猟友会がという御検討の答弁がありましたけど、市の職員も、いずれ箱わなの狩猟免許を取得して、対応を今後検討していくという、そういう認識でよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

そういう方向に進めていけばいいなど、個人的な思いはそのとおりであります。先ほどもちょっと答えたとおり、なかなか職務としてやるということについて、法的なことであったり、いろいろとあるので、当然ですけど、強制的なことはもちろんできませんし、どういった形でそれを職員に展開していけばいいかという辺り、ちょっとやっぱりいろいろと研究したり、考えないといけないことがあります。

ただ、先ほど言ったように、やっぱりそういう形になっていくと、より猟友会の皆さん方の負担軽減にもつながります。迅速な対応ができるというメリットもありますので、方向性としては、やっぱりそういうふうにできればいいなというような思いは持っているところであります。

○議長（佐藤健司） 18番佐藤義之さん。

○18番（佐藤義之） はい、ありがとうございます。

それで、先ほども質問しましたけども、私の住んでいる地元でも猟友会員、当然やっぱりこれは高齢者が多くて、若い人もある程度はいるんですけど、やっぱりふだん、日中とかみんなサラリーマンで職場に出向いていますので、緊急時となりますと、なかなかやっぱり人数の確保ができないということがありまして、必ず狩猟免許を持っている人が必ず1人いなければ、箱わなの設置は手続上無理な状況にもあります。箱わなはやっぱり重さもありまして、それなりの人数がなければどうしても設置が厳しいところもありますので、今後、市職員のほうでも、ぜひとも対応できるようにお願いしたい

と思いますので、よろしく願いいたします。

それから大項目1の(2)IoT自動撮影カメラによる熊出没・捕獲監視の設置はについて再質問いたします。

先ほど市長からも答弁がありましたけど、NTT東日本で進めたカメラ以外でのカメラが今8台設置されているという御答弁でした。

いずれ台数のほうも増やしていくというお話でした。それで、昨日伊藤議員からもゾーニングについての質問がありましたけど、県のほうでも今、ゾーニングのほう進めておまして、17年間人的被害が出ていない北海道の岩見沢市で、伝説的なハンターが結構報道機関でも取り上げられておりますけれども、この方が早くからNPO法人でゾーニングの取組を行い、奥山と緩衝帯、森と人里のちょうど境界、そのいわゆる緩衝帯となるところに箱わなを設置して、その関係で岩見沢市では17年間、熊による人的被害が起きていないという、かなり全国的にも注目されている土地でもあります。

ただ、そういうところに今後、ゾーニングをしていく場合に、箱わなを設置したりするときには、どうしてもやっぱり先ほど市長も言われた自動撮影カメラなんかを設置すると、熊の生態や、ツキノワグマでありますと胸の紋章で個体が分かるということで、かなりその辺りも注目されておりますので、ぜひとも今後、そのゾーニングに向けての監視カメラの設置状況で、いろいろ熊の生態から害獣含めた全ての動物関係の、そのような調査も行っていってほしいと思いますけど、その点はどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

昨日も答弁したように、ゾーニングというのは、対策の1つとして非常に効果があるものだろうなという認識もありますし、県としてもそういう方向でやっていくというようなメッセージも出されておりますので、市としてもできる限りいろんなところ、やっぱりゾーニングということをやりたいというふうには考えているところであります。

現在、先ほどお話ありました調査関係を進めたらというようなお話でありましたが、多分ちょっと分からない、調査まで市としてやるというのは、やっぱりかなりあれで、それはやっぱり国、県のほうと協議であったり、国、県のほうでやるということにあるのかなというふうには思いますが、それも国、県ともまた協議をしたりしながら進めてまいりたいと思います。

ちょっと市として調査するというのは、なかなかやっぱり厳しいかなと思いますが、お気持ちは十分理解をいたしますので、何かしらの方法で、頭数管理というんでしょうか、そういうことも含めて、しっかり対応していくように働きかけてまいりたいと思います。

○議長（佐藤健司） 18番佐藤義之さん。

○18番（佐藤義之） はい、ありがとうございます。

それでは大項目3の由利高原鉄道・おばこ楽得割引について再質問させていただきます。

免許返納者は当然のこと割引対象にはなりませんけど、やっぱり年配者でありますと、

例えば奥さんが免許を持っていない方も結構高齢者の方にもおまして、この返納対象者にはならないということで、ふれあい塾を受講して、その受講証明書で割引対象になるということが平成25年度からスタートされておりますけど、なかなかやっぱり免許を持っていない方の、警察署でのふれあい塾を受講される方が、この制度がスタートしてからやっぱり10年以上もたっており、大分人数的にも集まりが大変やっぱり芳しくないとも思っています。聞いたところによると、年1回あるかないかぐらいのまずそういう状況ですので、市長も先ほど警察署のほうにもお願いしているというお話がありました。

それよりも単純に、例えば免許返納者でいけば、大体75歳以上がやっぱり返納者が多いと思います。特に80代の方かな。そういう関係もありまして、単純に75歳以上か80歳以上の方が、高齢者が、例えば由利高原鉄道を利用する場合に、一律に例えば割引対象にできるようなことも由利高原鉄道の社長とも、ぜひともその辺りも含めて協議していってほしいと思っております。

地域づくり振興課の所管事務調査で、去年でしたけど、公共交通の維持に使われている予算の令和4年度実績の資料が配布されまして、羽後交通路線バス、由利高原鉄道、市コミュニティバスの全エリアのデータで年間に市が負担しているものは、この3つの公共交通で年間2億8,200万円という報告がありまして、その中で、単純に乗車人数で市の補助金を計算しますと、羽後交通の路線バスが市の補助金1人当たりが490円、由利高原鉄道が市の補助金1人当たりが419円、市コミュニティバスが市の補助金1人当たりが1,310円という、そういう1人当たりの補助体制になり、由利高原鉄道が一番市の負担が少ないという感じでありました。ですので、今後まだ決まっておりますけど、令和9年度以降は、羽後交通のほうも鳥海伏見一本荘線が令和8年度末で今後のことを検討されるということでもありますし、どちらかといえば、路線の廃止になる方向が強いのではないかなとも思っております。その分、例えばそれがそのような場合でありますと、羽後交通に市で出している補助金のその路線の部分は、当然金額的にははっきり分かりませんが、何千万円単位だと思いますけど、どうせ浮くと思っておりますので、その分も少しは高原鉄道のほうに少し向けられるような感じができればなと思いません。その辺りは市のほうではどのように考えているのか。まだ決定事項ではないので、なかなかお答えすることも難しいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問、今回御質問がおぼこ楽得割引ということでありまして、例えばそっこの羽後交通にやってる分を有効に。そういう話はちょっとまた話があれなので、お気持ちというか、御提案というかとしてはまず受け止めますが。

先ほどの楽得割引も割引の範囲を拡大したらというか、75歳以上、そういった考え方ももちろんあると思いますが、いずれ関係はかなり深いというか、いろんな連携はありますけど、由利高原鉄道、言ってみれば一民間企業でありまして、その民間の企業に対して、割引をもっとこういうふうにしろとか広げろというのは、なかなか市として経営的な部分なので、民間企業に対して、市も株主というか、その役員にはなっておりますけれども、なかなか経営にそこまで、どこまで踏み込めるかという辺りについては、やっぱり慎重にならざるを得ないところがあります。そうした思い等々については、先ほど

も言いましたが、由利高原鉄道でこういう話があったということについては、もちろんお伝えをしまいがちですが、最終的にそれをやるといったようなことに踏み込んだ答弁は、私のところからはできないということ、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤健司） 18番佐藤義之さん。

○18番（佐藤義之） 分かりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、大項目4の将来の農業従事者の確保と育成についてであります。

先ほども質問でお話ししましたが、地域計画の実行として、耕作者ごとの色分けは西目地域以外でも由利本荘市のそういう耕作地を色分けして実行されていくのか、その辺りはどのような計画されているのかお聞きいたします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問、産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

新聞記事のほうは西目地域エリアが恐らく一番うまくいっているというふうな記者の判断の下で掲載されたものと理解しておりますが、当然ほかの地区、由利本荘市内16地区全部ございますが、そういった話合いがどこの地区でも行われており、目標地図、それから地域計画についても全てそろってあるということでございます。

○議長（佐藤健司） 18番佐藤義之さん。

○18番（佐藤義之） はい、ありがとうございます。

ということはこの調査システムを生かして、今後やっぱり担い手とか農業従事者を増やしていく、そういう、まずシステムに使っていくという、見た感じで確かにすごく分かりやすい新聞の掲載写真でしたので、今後そのように、やっぱり勧誘のときも、例えば現地調査でそれを見ながら、いろいろ説明しながら、そのシステムを生かしていくという、そういう捉え方でいいのでしょうか。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

システムにつきましては、例えば集約ですとか、そういったところの要するに手法だと思っております。そちらについては、現地でも持ち運びできるということから、農家の方々も、その現地でいながら状況が把握できるというふうな便利なシステムだという認識をしておりますので、もちろんそういったタブレット等システムについては、活用していきたいと考えております。

○議長（佐藤健司） 18番佐藤義之さん。

○18番（佐藤義之） ありがとうございます。いろいろそういう最新のデジタル機能を生かして、少しでも担い手不足を解消できる方向に、ぜひともつなげていてもらいたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤健司） 以上で、18番佐藤義之さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時40分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

5番大友孝徳さんの発言を許します。5番大友孝徳さん。

【5番（大友孝徳議員）登壇】

○5番（大友孝徳） おはようございます。市民の困り事、市民の思い、そして、アイデアや希望、様々な市民の声を市政に届け、由利本荘市をみんなで作るみんなのまちに、これをテーマに活動しております。会派市民の窓口の大友孝徳です。私からも、昨晚の青森県沖地震の被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、私が本議会の6番目の質問者ですので、これまでの方々と重複する部分もございますが、御容赦ください。

私は、ここ2か月ほど、本市の全域を回り、多くの市民の皆様とお話しする機会に恵まれました。その際に、何かお困り事はございませんかと尋ねたところ、過半数の市民が口にされたのが、お金がない、生活が苦しいでした。何でもかんでも値段が上がっているのに、収入は上がらない。年金だけでは、家計が立ち行かないなどのお言葉です。

政府が掲げる物価上昇を超える賃上げ、これは、残念ながら大企業のみで、本市の99%を占める中小企業には、ほとんど波及しておりません。公的年金の支給額は、本年度1.9%引き上げられましたが、10月時点での消費者物価指数は、前年同月比3.0%の上昇と、その差は広がるばかりです。市民の皆様の実感経済は、さらに、さらに、厳しい状況です。市民の多くが、御自分の未来に不安を抱え、暗たんたる日々を送っていらっしゃいます。経済対策、物価高対策、年金の構造改革、どれも国が行うべき施策で、残念ながら本市独自の対策はできません。しかしながら、住民に最も身近な、基礎自治体である由利本荘市だからこそ、できる施策はあります。

こんな今だからこそ、市民の皆様がほっと一息つけるような、心が温かくなるような施策が必要です。今日は、そんな施策を中心に質問させていただきます。

大項目1、敬老対象者への祝意と感謝を伝える取組を。中項目（1）市主催の敬老会の復活を。

コロナ禍により令和2年以降、中止されていた敬老会は、令和5年度の由利本荘市敬老事業補助金創設により町内会単位での敬老会の開催や記念品の贈呈に、自主的に取り組む形へ移行されました。その当時は、敬老会を町内会にぶん投げるのか。高齢者名簿も出さないのに、どうやってやるんだ。町内会だって高齢化して、役員のなり手もないのに、いきなりすぎるなどなどの不満が噴出し、私のところにも、数件の御相談がございました。

あれから3年を迎える現在は、地域や町内会の事情により、開催状況はばらばらになってしまっており、居住地域や町内会による格差が大きくなっています。そもそも、敬老会は、長年にわたり地域に貢献いただいた高齢者に、感謝と敬意を表し、併せて外出促進や地域間・世代間交流を図るため。これを目的に、市が運営してきた事業です。その趣旨からすると、本市に居住する全ての高齢者が等しくその機会を得るべきであり、現状では、自治体事業の根幹である公平性が損なわれております。

令和5年3月に発行された敬老事業補助金の創設について。行政協力員会議資料健康

福祉部長寿生きがい課の資料には、敬老会の課題として、新型コロナウイルス感染症の予防・対策で、大規模宴会の開催ができない。対象者の重症化リスクが高い。敬老会の開催には、地域の皆様の協力が不可欠だが、近年協力者が高齢になるなど確保が難しくなってきた。参加者、参加率も毎年減少傾向にあったとされておりますが、コロナ感染症は沈静化しており、課題の大前提は既に解消されております。

近年協力者が高齢となるなど、確保が難しくなってきた。これは、少子高齢化が進む本市の大きな課題が現出したものですが、だからといって、やめてもよいとの理由にしては、本市の事業は縮小するばかりです。参加者、参加率も、毎年減少傾向にあった。これについては、高齢者が参加したくなるような工夫を、当局内だけではなく、広く市民の皆様にも、知恵を出していただいで改善すべきでしょう。担当課に、敬老事業補助金の実績を確認したところ、令和6年度で、対象者15,000人中、敬老会に参加できた人数は、1,635人で全体の10.9%のみでした。これは、コロナ禍以前の市主催参加実績である約20%の半数のみです。

そこで質問です。このままでは、自治体事業の根幹である公平性を損ないますので、市民の皆様にも広く協力を呼びかけ、知恵を出し合い、市主催の敬老会を復活させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

いきなり大規模での開催は困難かと思っておりますので、最初は、幾つかの町内会による合同開催からスタートし、徐々に範囲を広げる手法でもよいと思っております。敬老会対象の皆様が顔を合わせ、お互いの健勝をたたえ再会を誓い合う、その場を復活させるべきと思っております。当局の所見を、お伺いいたします。

続きまして、中項目（2）新たな取組は。

私は、令和5年9月7日の一般質問において、敬老の思いを新たなおもてなしでと題した質問をさせていただきました。

その趣旨は、市主催の敬老会を廃止してしまうのであれば、ここまで頑張っておもてなしの礎を築いてくださった皆様に、尊敬と敬老の思いを伝えるために、市当局もしくは市観光協会が主催する観桜会や各花火大会などに、敬老特別席を設けておもてなししては。観桜会であれば、足元の悪い本荘公園に登らなくても、桜の花を楽しめるよう、市役所4階の正庁を開放し、眼前に広がる本荘公園北斜面いっぱいの桜を、お楽しみいただいではいかがでしょうか。

本荘川まつり花火大会であれば、有料席の一部に敬老特別席を設けるか、もっと足元のよいカダーレ第二駐車場などに敬老特別観覧席を設けるなど、低予算でできることはたくさんありますと質問したところ、御答弁は、御提言いただいた観桜会や花火大会の特別観覧席の設置などの新たな取組につきましても、参考にさせていただきながら、引き続き、敬老対象者への祝意と感謝をしっかりとお伝えしてまいりたいと考えておりますでした。あれから2年以上が経過しており、そろそろ新たな取組を始めるべきと考えます。

当局として妙案がないようでしたら、由利本荘プロモーション会議の皆さんに働きかけて、企画していただいではいかがでしょうか。若者たちが、高齢者と一緒に楽しめる場を創出することにより、思わぬ化学反応が生まれ、本市独自の地域活性化が実現するかもしれません。低予算で構いません。今こそ、高齢者がほっとできる新たな取組を立

ち上げるべきと思いますが、いかがでしょうか。当局の所見を、お伺いいたします。

大項目2、なべっこ遠足で地元愛の醸成を。

先日、本市のアウトドアフィールドの現状と課題をよく知る人物の講話を伺う機会がありました。その中で指摘され、やっぱりなと大いに共感し、また、大いにがっかりしたことがございました。それは、由利本荘市の方々は、地元のことを知らなさ過ぎる。知らないと楽しめない。楽しめないと発信しない。市民の発信がない地域に観光客は来ないでした。私も、毎年開催される高校生と語る会等で、ほとんどの高校生が、鳥海山登山を体験しておらず、法体の滝を訪れたことがない、その現状にびっくりしておりましたので、この言葉が重く、暗く響きました。私が小学生の頃は、毎年1回秋だったと思いますが、なべっこ遠足があり、高学年になると、バスで法体の滝へ行って、班ごとに鍋を作り、おなかいっぱいになると、水辺や林で思い切り遊びました。そのすばらしい思い出から、私自身の子供たちが小学生になってからの6年間、毎年の夏休みに千葉県からキャンプ用品を積み込んで500キロ以上を走り、法体の滝で遊びました。晩御飯時に大量の羽虫がバーベキューに降って、肉を食べているのか虫を食べているのか分からなかったり、突然の雨でびしょぬれになったりもしましたが、子供たちの笑顔いっぱいの思い出は、今でも私の宝物です。まさしくなべっこ遠足で、法体の滝を知っていたからこそできた、すばらしい思い出でした。

そこで質問です。本市内の小学校のなべっこ遠足は、いつ頃、どんな経緯と目的で開催することになったのでしょうか。また、いつ、どんな経緯で開催されなくなったのでしょうか。その後、現在まで復活させたいの声や、それを受けた検討はなかったのでしょうか。私たちのまちの珠玉の宝、これを知らずに県外へ転出する若者が多過ぎる今、人口減少対策としても有効と考えます。市内の全小学校において、野外授業の一環として、なべっこ遠足を復活させてはいかがでしょうか。当局の所見を、お伺いいたします。

大項目3、民俗芸能で地域活性と観光振興を。

私は、令和5年12月7日の一般質問で、新・由利本荘市の行事で観光振興をと題した質問をしました。その趣旨は、観光の質を高めるためには、まず、我々由利本荘市民自身が当市の自然環境・食・文化に理解と関心を示し、観光関連企業にとどまらず、地域全体でその維持や景観整備に取り組むことが大切です。1市7町が合併した本市には、そのエリアごとに様々な祭りや文化があり、現在はそれぞれの地でのみ開催され、保存されております。それらを一堂に会し、先日、大館市で開催された新・秋田の行事の由利本荘市版、新・由利本荘市の行事を企画・開催してはいかがでしょうかとの内容でした。これに対する御答弁は、番楽などの民俗芸能につきましては、教育委員会において、毎年市内の民俗芸能を集めて開催している民俗芸能大会のほか、観光に特化した行事などにも御出演いただいております、広く市民の皆様にも、御覧いただいております。一方、本荘八幡神社祭典や矢島八朔まつり、長坂稲荷神社梵天まつりなど、現地で開催されることにより、一層魅力が発揮されるお祭りにつきましては、その地域で行われてきたことの深い意義と人手不足の中、お祭りに関わっている方々の思いなどを考慮すると、御提案のような行事に出演いただくことは、難しいものと考えております。それぞれの行事や芸能の位置づけ、団体の活動状況などからすると、広報やホーム

ページのほかSNSなどを利用し、市民の方々を含め、これまで以上に幅広い周知を図ることで、市民の皆様への文化への理解と関心が深まるとともに、さらには現地に足を運び、体験した感動を広く発信していただくことが、より効果的であると考えておりますとの御答弁でした。

また、再質問に対しての市長答弁では、主催をされている方々との話の中で、かなり大変だという話は、今回、通告を受けてヒアリングというよりは、日々の私のいろいろな活動の中で、やられている方々の御苦勞であったり、もうこれ以上続けるのは厳しいといった話をされる方々が多々おられたという印象を持っています。その中で、また、新たに同様の行事を皆さんにやっていただくということは、かなりこれは厳しいという思いでありますでした。

果たしてそうでしょうか。本海獅子舞番楽の猿倉講中では、次代を担う小中学生が5人も頑張っており、今年7月19日には、東京都台東区の西徳寺で公演し、100名ほどの観客を前に、その雄姿を披露しました。ほかの民俗芸能団体にも若い担い手はおり、習得と伝承に励んでいらっしゃいます。これらの方々が、広く本市民に日頃の練習の成果をお披露目する場所があれば、大いに励みになると考えますが、いかがでしょうか。上小阿仁村では、11月にかみこあにプロジェクトが開催され、県北の3つの民俗芸能が披露され、関係人口の増加に貢献しております。

前項目でも述べましたが、由利本荘の方々は、地元のことを知らなさ過ぎる。知らないと楽しめない。楽しめないと発信しない。市民の発信がない地域に、観光客は来ないのです。本市内の民俗芸能のすばらしさを、多くの市民に知っていただき、発信していただく場を、新たに創出すべきと考えますが、いかがでしょうか。そして、多くの市民に発信いただき、台湾をはじめとする、インバウンド客を誘致する仕掛けを創出しましょう。

また、秋田県は、本年度より地域の課題解決を目的に、ボランティア休暇の活動範囲を、町内会活動・PTA活動・伝統行事参加・観光ガイドなどまで広げ、一定の成果を上げています。本市でも、ボランティア休暇の規則はございますが、PTA活動以外の町内会活動・伝統行事参加・観光ガイドなどは含まれておりません。もっと活動範囲を広げてはいかがでしょうか。県の人事課職員は、地域を身近に感じて、担い手不足などの課題が自分事になる。解決のために何ができるか考えることにつながると述べております。当局の所見を、お伺いいたします。

続きまして、大項目4、災害復旧工事の進捗状況と冬期加算は。

昨年、本市を襲った豪雨災害は、いまだ多くの傷跡を本市の至るところに残しており、担当部署の市職員の皆様及び建築業の皆様が、その復旧工事に賢明に御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。復旧工事により、通行が可能となった道路もありますが、いまだ工事が始まっていない箇所も多々見受けられます。災害から1年と5か月が経過した今、復旧工事の進捗はいかがでしょうか。単純に数値化できない部分もございまして、生活道路が使用できず、不便な思いをされている市民も多くいらっしゃいますので、現在の進捗と今後の見通しをお教えてください。

また、一刻も早い復旧のために、冬期施工の発注も進んでいると伺いました。建設業者の方に伺ったところ、人件費が高騰している今、冬期間の受注には、工期延長による

コスト増など、単純には積算し切れない部分があり、厳しいとのことでした。国土交通省及び農林水産省は、冬季施工における現場管理費の補正を適用しておりますが、その計算方法と金額は、寒く積雪が多い本市の実態に合致したものでしょうか。厳冬期に、市民生活を思い、懸命に工事されている建設業者が、その復旧工事により、赤字に陥っては本末転倒です。当局の所見を、お伺いいたします。

続きまして、大項目5、行政協力事務交付金について。

本市における行政協力事務交付金について調査したところ、平成18年9月28日に、条例第72号として、由利本荘市行政協力事務に関する条例が制定され、平成19年4月1日から施行されておりました。行政協力事務は、第2条、町内会等は、市の依頼により行政協力事務として、次の事務を行う。(1)調査書、報告書、告知書等の配布及び取りまとめに関すること。(2)周知事項の伝達及び連絡に関すること。(3)印刷物の配布に関すること。(4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項。と規定されておりました。こちらには、金額に関する記載がなされていなかったため、担当部署に確認したところ、その金額の設定は、世帯割として1軒当たり年500円、これに均等割として、1自治会当たり年35,000円が加算されているとのことでした。つまり、100世帯の自治会と仮定すると、500円掛ける100の5万円に、35,000円が加算され、85,000円が自治会に振り込まれるとのことでした。この金額は、合併後の20年間見直されておらず、合併移行期間として設定された平成21年から全く変動がなかったとのことでした。また、現在の主たる業務は、広報ゆりほんじょうの配布であるとのことでした。

そこで質問です。11月11日の市議会全員協議会において説明された広報紙発行を現行の月2回から、来年4月より毎月1日の1回のみとするが実施された場合、行政協力事務交付金は、変動しますか。規模の小さい自治会などは、行政協力事務交付金を貴重な財源として予算組みされているそうです。当局の所見を、お伺いいたします。

大項目6、ごみ排出量の削減策がごみ袋価格引上げだけでよいのか。

11月11日の市議会全員協議会において説明されたごみ減量化対策に係るごみ処理手数料の見直しについて。この内容が、11月23日の秋田魁新報に紹介されました。その内容は、市議会全員協議会の説明内容を網羅しており、改定価格案は、2007年度のごみ有料化を実施した際の価格であり、現行価格は有料化に伴う激変緩和措置が適用された暫定的なもので、そのまま現在まで据え置かれてきたとも明記されておりました。しかし、この記事を読んだ市民の方々からは、ごみ袋大の10枚セット300円が500円になるって、物価高騰で本当に苦しい生活をしているのに、市民をさらに苦しめるのかと、お怒りの反応がほとんどでした。私自身としては、改定価格案は2007年度のごみ有料化を実施した際の価格であり、現行価格は有料化に伴う激変緩和措置が適用された暫定的なもので、そのまま現在まで据え置かれてきました。これの丁寧な説明に努めるしかないと思いますが、これらを考える際に、大きな疑問が湧きましたので、質問させていただきます。

そもそも、本市のごみ減量化対策は、このたび発表されたごみ処理手数料の見直しだけなのでしょうか。一般的に自治体に取り組むごみ減量化対策は、ごみ分別の徹底、もしくは細分化によるリサイクルの推進などが思い浮かびますが、本市としての取り組む対策は、何ですか。18年間続いた激変緩和措置の撤廃とはいえ、市民の皆様には新たな御

負担を強いるのであれば、本市独自で新たに取り組む具体的なごみ減量化対策により、その本気度を市民の皆様にお示しする必要があると考えます。当局の所見を、お伺いいたします。

大項目 7、ツキノワグマ誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金のチラシについて。

11月13日の午前10時過ぎに、朝の食堂営業と後始末を終え帰宅したところ、我が家の風除室に広報ゆりほんじょう11月15日号が置かれておりました。今年度、我が家は町内会組長として広報ゆりほんじょう等の印刷物を配布する業務を請け負っているため、一般のお宅より、数日早めに届きます。内容を確認するために開封したところ、ピンク色のA4の1枚ものが同梱されておりました。そのトップには、ツキノワグマ誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金と記され、熊を誘引するおそれのある放置された柿や栗などの果樹の伐採・運搬・処分に要する費用を補助しますと、その詳細が記されておりました。裏面には、柿の木等の伐採に伴うごみ処理手数料の免除について、それと、体育施設の無料開放についてが記載されておりました。

私にとり、その内容は歓迎すべきものでしたので、やっとここまで来たかと安堵を感じましたが、同時に疑問も湧きました。このチラシは、いつ校了したのだらう。通常の印刷物の締切りを考えると、遅くても、11月10日には校了したのではないだろうか。

そこで質問です。今後、市議会への説明、もしくは情報開示が適時になされるための改善策はございますか。当局の所見を、お伺いいたします。

大項目 8、今後のツキノワグマ対策は。

11月22日の秋田魁新報に、管理強化ゾーン設定を県が市町村に要請、年明け早い時期にとの記事が掲載されました。その概要は、秋田県は、21日に開かれた県・市町村協働政策会において、第二種特定鳥獣管理計画に基づいた、狩猟期間後の来春から熊捕獲を強化し、人の生活圏への出没を減らすため、管理強化ゾーンを年明けの早い時期に設定するよう市町村に求めたとの内容でした。

この政策会において、市町村長からは、熊の通り道となる河川のやぶ払い、人里に呼び込む要因となる果樹の伐採への支援。これらを求める声上がり、また、狩猟免許を持つ人を公務員に任用するガバメントハンターの在り方についての意見交換もされたとも記載されておりました。どれも、的を射た施策と思いますが、本市が、今後考えるツキノワグマ対策は、何ですか。上記の全てを遂行すべく、準備を進めているのでしょうか。これらのほかに、本市独自で準備中の施策はございますか。全市民が、生活の安心・安全を担保する、抜本的対策を待ち望んでおります。

また、11月臨時議会の冒頭で市長が述べたとおり、今年のツキノワグマ出没による市民の影響は、もはや災害です。日没後の街には、人影もまばらで、飲食業やサービス業のお店は、客数も売上げも激減しております。タクシーや代行運転業者の売上げも同様です。宿泊業者にもキャンセルが出ており、リンゴ農家はツキノワグマによる食害や樹木被害に苦しんでおります。これら、ツキノワグマ災害により業績に大きな影響を受けた皆様に、補助金の支援をすべきと思いますが、いかがでしょうか。本市が可能な範囲で結構ですので、市民の皆様をほっとさせてください。当局の所見を、お伺いいたします。

以上で、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【5番（大友孝徳議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、大友孝徳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、敬老対象者への祝意と感謝を伝える取組をの（1）市主催の敬老会の復活についてお答えいたします。

従来、市が主催していた敬老会につきましては、準備や送迎、体の不自由な方の介助や見守りなど、婦人会をはじめとした関係機関の全面的な協力の上に成り立っておりますが、婦人会会員の減少など、協力人員の確保が大変難しい状況になっております。また、コロナ禍の影響は、全てなくなったわけではなく、高齢者の重症化リスクは依然として存在しますので、公的な行事での集団感染は、何としても防がなければなりません。したがって、コロナ禍前のような大勢の高齢者が一堂に会し、飲食を伴う形態での開催は、難しいものと考えております。

本市で、令和5年度から開始いたしました、町内会などの小さな範囲で実施することを想定した、敬老事業補助金制度につきましては、制度を活用いただいた町内会において、敬老会の開催に加え、コロナ禍以前には廃止となっていた記念品贈呈事業にも取り組んでいただくなど、それぞれの町内会で趣向を凝らした敬老のお祝いをしていただいております。

昨年度実績といたしましては、全町内の6割以上、296の町内会で、敬老対象者の47.8%に当たる7,168人の高齢者に、敬老の祝意が表されており、以前の形と比較しても、より多くの方々に喜ばれております。

改めて、町内会役員をはじめ、携わっていただいた関係者の皆様に、深く感謝を申し上げます。

今後も、町内会や高齢者の御意見を頂戴し、事業内容の見直しを図りつつ、より多くの方々に、敬老の意が伝わり、市民の敬老思想の醸成につながるよう努めてまいります。

次に、（2）新たな取組はについてお答えいたします。

市では、現在、老人クラブ活動への支援や介護支援ボランティア事業、75歳以上の敬老者を対象とした入浴料等割引券の上乗せなど、高齢者の健康増進や、交流などの推進に向けて、様々な施策を展開しております。

その一環として取り組んでいる、敬老事業補助制度につきましては、それぞれの町内会が、観劇に出向いたり、温泉施設で敬老会を開催するなど、様々な工夫を凝らして敬老事業を行っており、高齢者の方々に好評であり、本制度を効果的に活用いただいていると感じております。

こうした取組に加え、町内公民館等で、介護予防を目的に、住民主体で行われている地域ミニデイサービス事業については、さらなる充実強化を図るため、行事等への参加など外出メニューの追加を検討しているところでありますが、今後も、新たな取組を模索してまいりたいと考えております。

一方由利本荘プロモーション会議についてであります。本会議は、二十歳から40歳までの若者を中心に、地域活性化やにぎわい創出などの、地域課題の解決を目的に、自

らが企画し、自らが実践する活動に対し市が支援するものであります。

地域活性化やにぎわい創出のほか、世代間交流も地域課題に係る切り口の1つになり得るものと受け止めておりますが、御提案のような新たな企画を、市から働きかけることは、プロモーション会議本来の趣旨から逸脱することになりますので、できないものと考えております。

次に、2、なべっこ遠足で地元愛の醸成をについては教育長からお答えいたします。

次に、3、民俗芸能で地域活性と観光振興をについてお答えいたします。

本市には、地域に根差した数多くの民俗芸能があり、それぞれが地域の歴史や文化を受け継ぐ大切な役割を担っております。

本市の民俗芸能につきましては、番楽に代表されるような、演目ごとに舞いなどを披露するものと、神社の例大祭で奉納儀式としての行列のくねりなどに大別され、それぞれが特色を生かしながら、関係者をはじめ市内外の観客を集め開催されてきたところであり、市では、さらに多くの市民に触れていただけるよう、披露できる場の創出に努めてきたところであります。

2つのタイプの民俗芸能には、例えば、本海獅子舞番楽のように、地元のお祭りだけでなく、様々なところで披露いただいているもののほか、本荘八幡神社の祭典のように、年に1回の神事として、特定の日時や場所でしか鑑賞できないものがあります。

このうち、日時や場所の制約を受けずに披露できる民俗芸能について、市では、毎年開催地を変えながら民俗芸能大会を催し、より多くの市民の皆様へ、鑑賞いただく機会を設けております。

また、民俗芸能伝承館まい一れで毎月開催している定期公演等においても、本海獅子舞番楽など、施設の舞台上で演じることができる民俗芸能の保存団体に出演いただき、市外のお客様にも鑑賞いただけるよう取り組んでいるところであります。

さらに、まい一れは、若い世代の担い手が民俗芸能を披露する場としての役割も果たしており、その公演は大変好評いただいております。

一方で、神社の例大祭など限られた場でしか鑑賞できない民俗芸能につきましては、長年受け継がれてきたしきたりを重んじ、奉納すること自体に大きな意義があるため、行事本来の性格を踏まえると、市が主催する行事やまい一れでの公演に出演いただくことは、難しいものと考えております。

加えて、民俗芸能の保存団体の活動状況を見ると、活動休止中の団体が2年前に比べて9団体増えており、一部の団体を除けば、少子高齢化などによる担い手不足が年々深刻化しており、活動の継続や次世代への継承が困難となっているのが実情であります。

こうした状況を踏まえると、本市が有する民俗芸能を一堂に集めて披露する場を新たに創出することは、難しいものと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、日時や場所の制約を受けずに披露できる民俗芸能については、引き続き団体の活動や過去の出演状況などを考慮しながら出演団体を調整し、民俗芸能大会やまい一れでの定期公演を御覧いただけるよう、進めてまいります。

市といたしましては、様々な制約や課題がある中、市民の皆様へ民俗芸能の魅力を伝える取組として、今後もまい一れを民俗芸能の核となる施設として位置づけ、公演内容を一層充実させ、併せて、鳥海獅子まつりなどの行事とともに、多くの市民の皆様へ足

を運んでいただけるよう、周知方法にも工夫を凝らしてまいります。

なお、観光面での活用につきましては、毎年、秋田市中心市街地を会場に行われる「これが秋田だ！食と芸能大祭典」の芸能演舞ステージに、本海獅子舞番楽や屋敷番楽などの保存団体が出演し、県内外からのお客様に鑑賞いただき、本市の民俗芸能の魅力を発信しているほか、教育旅行関係者や海外の旅行エージェントを対象としたツアーでは、フォレスト鳥海を会場に、本海獅子舞番楽を鑑賞いただく機会を設けるなど、旅行コンテンツとしての利用につなげられるよう、売り込みを行っているところであります。

また、本市職員のボランティア休暇につきましては、これまで、災害時の被災者支援活動や、障害者支援活動を対象としておりましたが、今年4月に、職員の積極的な地域活動への参画を支援するため、新たに地縁団体での活動をはじめ、自主防災組織やPTA、NPO法人での活動など、法令に基づき設置された団体等での活動を対象に加える規則改正を行ったところであります。

議員御提案の伝統行事や町内会活動などへの参加につきましては、本来、職員が自主的に、積極的に関わっていくことが、持続可能な地域活動に資するものと考え、本市では対象としておりませんが、そうした活動を支援する1つの手段として、今後、本市においても県の制度を参考にしながら、ボランティア休暇の対象の拡大について、検討してまいります。

次に、4、災害復旧工事の進捗状況と冬期加算はについてお答えいたします。

昨年の豪雨災害による被災箇所につきましては、国庫補助災害復旧事業により、復旧を図ってまいりましたが、公共土木施設災害については、河川61か所、道路156か所、合計217か所と、膨大な復旧箇所となっており、市では復旧計画を作成の上、計画的に復旧事業を進めているところであります。

現在の進捗状況につきましては、217か所中、53か所が契約済みとなっておりますが、そのうち、25か所が完成しており、さらに今年度末までには、16か所が完成する予定となっております。

一方で、本市のみならず県も復旧工事を進めている中、地元事業者の対応力を超える事業量となっている面もあることから、入札の不調・不落が散見されており、発注手続を行った93か所のうち40か所が不落となっております。

これまで、入札の不調・不落への対策として、災害箇所の集約による発注件数の逡減や格付等、指名方法の改正を行うなど応札しやすいよう、弾力的に取り組んできておりますが、県や建設業協会との情報交換をさらに強化しながら、不落となった40か所と併せ、今後、年度内の発注を予定している67か所とともに年度内に契約が締結できるよう、全力で取り組んでまいります。

なお、今後の入札状況にもよりますが、令和8年度を目標とした、年度ごとの復旧計画を見直さなければならない事態も想定されるところであり、3か年での完成が難しいとなった場合には、目標年次を令和9年度までに延長しなければならない可能性も出てくることから、適宜、県と協議しながら復旧工事が円滑に進むよう対応してまいります。

また、冬期施工による現場管理費の補正につきましては、国の土木工事標準積算基準

書や県の基準により、市町村ごとに定められた現場管理費等の地域補正を行っているほか、昼時間の減少による実作業時間の短縮に対し、労務費を割増しするなど、基準書に従って適切に積算しております。

市といたしましては、復旧に御尽力いただいている建設業界の皆様が、ちゅうちょなく市の事業を受注していただけるよう、そしてまた経営の安定を持続できるよう、今後適切な積算による発注に努めてまいります。

次に、5、行政協力事務交付金についてにお答えいたします。

行政協力事務に関する条例は、平成19年度から施行されており、同条例に基づき、市行政の円滑な運営及び行政能率の向上を図るため、町内会などからの推薦により、行政協力員を委嘱し、広報紙などの印刷物の配布や、市からの周知事項の連絡等を行っていただいております。

行政協力事務交付金につきましては、そのための経費として、町内会等に交付しているものでありますが、平成21年度から1町内会当たりの均等割額を35,000円に、さらに1世帯につき500円を加算する算定方式として、以降、現在まで改定は行われておりません。

伊藤順男議員の御質問にもお答えいたしました。令和8年度からは市広報紙の発行が毎月1回となり、行政協力員の主な業務である広報紙及びその他印刷物の配布業務が減少することから、それに対応した交付算定基準の改定について、現在、検討しているところであります。なお、改定内容につきましては、町内会等に早期にお示ししてまいります。

次に、6、ごみ排出量の削減策がごみ袋価格引上げだけでよいのかについてお答えいたします。

先ほど佐藤義之議員にお答えいたしましたとおり、本市では、ごみの排出抑制を目的として平成19年度からごみの有料化を導入いたしました。

導入当初は大きな減少が見られましたが、近年は増加傾向が顕著で、令和6年度の実績は目標を大きく上回っております。

この状況を踏まえ、本年5月から4回にわたり、市民、事業者、有識者からなるごみ減量化等推進委員会で、今後のごみ減量化に向けた取組を御協議いただいたところ、手数料見直しを含む様々な提言をいただきました。

これらを基に検討した結果、18年以上適用してきたごみ処理手数料の激変緩和措置を廃止し、条例本則の価格によることとし、本定例会に関係条例改正案を上程したところであります。

加えて、委員会からはごみ減量に対する意識が近年やや低下しているのではないかとの指摘があったことから、市では、各家庭における生ごみなどの水切り徹底や食品ロス削減に向けた取組の強化、さらに、5Rの促進など、この11月から市広報などによる啓発を行っており、今後も、積極的な情報発信を計画しております。

また、市と2つの事業者との新たな連携協定締結による、市民が不要となったもののリユースを、ウェブサイト上でマッチングできるサービスの利用促進や、市内食料品小売店による店頭でのリサイクルボックスの紹介を市ホームページで行うなど、ごみ減量につながる施策について導入を開始しております。

さらに、長期的な方針として、新たなごみ処理施設の稼働に併せて、プラスチックのさらなる分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めてまいります。

市といたしましては、引き続き、これらごみの排出量の抑制に向けた取組を着実に推進し、持続可能な循環型社会の形成に向け、有効な施策を積極的に展開してまいります。

次に、7、ツキノワグマ誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金のチラシについてにお答えいたします。

現在、市が実施しているツキノワグマ誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金につきましては、熊の出没状況が市民の日常生活に支障を及ぼしている状況で、深刻な事態となっていることと併せ、市民の皆様からの要望の声もあり、早急に対応する必要があると判断し、緊急措置として実施を決定したものであります。

大友議員御指摘の補助事業は、誘引樹木の伐採・運搬・処分に要する費用の一部を支援するものであり、これに要する経費は、11月13日付で一般会計補正予算として、専決処分させていただいたものであります。

また、そのほかにも、伐採した柿や栗など、樹木の処分に係るごみ処理手数料の免除のほか、体育施設の無料開放も併せて決定させていただきました。

11月11日に開催された臨時議会には、猟友会への出務報酬の予算額の補正を提案させていただきましたが、その時点ではチラシに掲載された事案については、内部的な検討段階で、詳細までは固まっていなかったのが実情であり、正式に説明できる状況になかったものであります。

さらなる熊対策に係る予算については、検討途上にはありましたが、臨時議会における産業建設常任委員会において、その概要を説明させていただいたほか、詳細が固まり次第、速やかに専決処分させていただくことを検討している旨を報告させていただいたところであります。

補助金のお知らせチラシにつきましては、早期に誘引物の管理を促す必要があるとの認識の下、市民の皆様へ届くタイミングを優先し、印刷事業者の協力を得て、市広報11月15日号へ折り込む特別な対応を行ったものであり、こうした緊急かつ異例の経緯をたどったものであります。議会に対する説明責任と、市民への適時の情報開示につきましては、それぞれに当然求められる責務であり、今後とも適切な対応に努めてまいります。

次に、8、今後のツキノワグマ対策はについてお答えいたします。

11月21日に開催された、県・市町村協働政策会議につきましては、私も出席しておりましたが、市町村から県に対して河川のやぶ払いによる熊の通り道の遮断や、果樹の伐採を含む、熊を呼び込む要因の削減に対する支援の要望が出されたほか、ガバメントハンターと呼ばれる公務員任用の在り方についても意見交換が行われたところであります。

本市のこれまでの緊急の熊対策といたしましては、熊の通り道となるやぶ払いによる緩衝帯の整備のほか、熊を呼び込む要因となる果樹の伐採費用への支援など、熊の人里への侵入防止策とともに、侵入された後の捕獲、さらには目撃情報を基にした注意喚起を講じてきたところであります。

本市といたしましては、熊をはじめとする野生鳥獣の出没頻度が高まる中、住民の安全・安心を最優先に、国・県との連携を図りながら、将来にわたり持続可能な対策を検討してまいります。

また、ガバメントハンターの在り方につきましては、クマ被害対策パッケージの支援措置の内容を見据えながら、直接雇用や事業者委託など、業務内容を含め様々な可能性について検討を進めてまいります。

熊の出没による影響を受けた事業者への支援についてであります。昨日、橋島議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、市街地への出没増加に伴い、市内事業者から影響を訴える声は市にも直接寄せられており、これは特定の業種にとどまらず、地域経済全体に及ぶ問題と認識しております。繰り返しになりますが、市といたしましては、損失を直接補填するような市独自の支援を行うことは、制度設計の面などから難しいものと捉えておりますが、国や県の支援策を最大限活用することを第一に、様々な相談などに対応してまいります。

まずは、熊に対する市民の安全の確保を最優先としつつ、講じられている施策の実施状況や効果を見極めるとともに、国や県の動向を十分踏まえながら、市として必要な対策について、考えてまいります。

私からは、以上であります。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、大友孝徳議員の教育委員会関係の御質問、2、なべっこ遠足で地元愛の醸成をについて、お答えいたします。

秋田県内のなべっこ遠足は、昭和20年頃から子供たちが協力して鍋を作ることで、チームワークや責任感、コミュニケーション力を育む目的で実施されるようになり、本市におきましても、各学校の環境や実情により、様々な形でなべっこ遠足が行われてきております。

しかしながら、平成8年の大阪府堺市で発生したO157集団食中毒以降、全国的に食品を取り扱う衛生管理が厳しくなったことや、児童生徒の食物アレルギーが年々増加し、その対応が難しくなっていることから、現在ではほとんど実施されなくなってきました。

また、保護者などからのなべっこ遠足の実施要望に関しましては、これまで教育委員会には寄せられてはおりません。

学校での教育課程における野外活動につきましては、各校の実情や、その地域の特徴に応じて実施してきており、なべっこ遠足についても、学校の主体的な判断によるものと捉えております。

教育委員会といたしましては、今後も児童生徒が地域に愛着を持ち、学校・地域・家庭が協働で、多様な学びの機会を充実させていけるよう働きかけてまいります。

私からは、以上であります。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん、再質問ありませんか。

○5番（大友孝徳） 御答弁、誠にありがとうございました。再質問をお願いいたしません。

大項目1、敬老対象者への祝意と感謝を伝える取組をの中項目(1)市主催の敬老会の復活を。

先ほど市長の御答弁の中で、対象者のうち、7,168人に主体的に各町内会が敬意を表したとありますが、これほとんど、記念品のほうが数字が圧倒的に多かったと、私は記憶しておりますが、具体的な数字は今お持ちでしょうか。

○議長(佐藤健司) 湊市長。

○市長(湊貴信) 健康福祉部長より答弁させます。

○議長(佐藤健司) 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長(小松等) ただいまの再質問にお答えいたします。

令和6年度の実績でございますが、令和6年度からは、記念品と、それから敬老会の併用も、欠席者の方への記念品の贈呈もできておりますので、敬老会に出席された方が718名。それから、記念品のみでの贈呈となった方が4,042名。それから併用で記念品をお受け取りになった方が、2,408名で、合計で7,168名となります。

○議長(佐藤健司) 5番大友孝徳さん。

○5番(大友孝徳) 敬老会に参加された方が718名という数字は、先ほど私が伝えた1,635名とちょっと乖離があるので、またそれは、後でお伺いしようと思っておりますけども。

これほど7,168名の方に記念品を差し上げているのであれば、令和6年度の対象者が15,000人なわけですから、いっそのこと、皆さんに記念品をお配りしたほうが、公平性が保てて、その上で、もしも敬老会を町内会、もしくはエリアごとでやるのであれば、それに対しての補助を出すという形にすべきと、そちらのほうが公平性が保てると思いますが、御意見いかがでしょうか。

○議長(佐藤健司) 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長(小松等) 再質問にお答えいたします。

今の御質問、記念品の贈呈を全ての高齢者に対してということでしたが、そもそも市として、祝意の表明につきましては、敬老事業において表明していくということでございますので、敬老者の皆様を、そういったことで敬意を表しながら、お祝い申し上げるということで、敬老事業という制度を創設させていただいております。その中で、主体的に町内会の皆様が御判断されて、敬老会であったり、記念品の贈呈をするということ判断されて、取り組んでいただけるというところを、市としての支援を、引き続きやってまいりたいというふうに考えてございますので、市のほうから、直接全ての敬老者に対して記念品をお配りするということは、現在のところは考えてございません。

○議長(佐藤健司) 5番大友孝徳さん。

○5番(大友孝徳) ありがとうございます。

市としては、全員に配るということは考えていないということでしたけど、であればなおさら、先ほども質問したとおり、各町内、各エリアによって、開催の状況がまちまちになっておりますので、ぜひとも各町内会のほうへの働きかけ、記念品だけの贈呈でも結構ですから、ぜひ進めてくださいというような啓蒙をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

敬老事業に取り組んでいただいている町内会からは、敬老事業が終わった後に、アンケートと言いますか、御要望、御意見等お伺いしてございます。そういった中で、例えば金額の話も当然あるのですけれども、そういったところを受けまして、この事業自体は、令和5年度からスタートしてございますが、先ほどちょっと申し上げましたが、令和6年度からは、敬老会プラス欠席された方への記念品贈呈ということで、令和5年度からの実施状況で御意見を伺ったところで見直しをしてございます。こういった見直しを、今後も御意見を伺いながら、できるところはやりながら、多くの町内に取り組んでいただけるように、努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。

敬老会を行った町内へのアンケート、それは、とてもよいことだと思いますが、逆に敬老会を行えなかった町内会へも、ぜひアンケートをしていただいて、なぜ行えなかったのか、どうしたらできるのか、そこもアンケートをお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） この事業を、この制度を始める際に、全町内会にアンケートを実施してございます。ただ、その後、取り組んでいただけていない町内会には、御意見等お伺いしてございませんので、今後、そういったところも、検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ぜひお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、大項目1の中項目（2）新たな取組は。

プロモーション会議の意義に関して、地域全体の課題を自らの活動で活性化させていくと。その趣旨は十分承知してございますが、先ほども申し上げたとおり、当然ながら、それぞれ各団体も主体的につくっていくのだと思っておりますけども、プロモーション会議の中で、それぞれの事業を開催される中に、敬老会が、先ほど申し上げたとおり、不平等な状態になっているので、それに対しても、企画を立案いただければありがたいというようなことは、伝えても問題ないと思っておりますが、駄目ですか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 先ほど答弁した繰り返しになりますが、プロモーション会議、本来の趣旨から逸脱することになりますので、考えません。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） はい。分かりました。

私のほうで、令和5年に提案させていただいた正庁を使った観桜会。こちらのほうは、いろいろな条件から、比較的開催しやすいと思うのですが、こちらへの検討はいかがですか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

令和5年9月の大友議員の御質問では、市役所の正庁を利用してという、そういった御提案だったかというふうに記憶してございますが、特に観桜の時期と言いますか、桜が咲く時期というのは、やっぱり市役所内もかなりいろいろな会議が入ったりとか、そういった、それは、こちらの、市役所側の都合ではありますけれども。

また、市でそういう場所をセッティングした場合、やはり対象となる高齢者の方の健康面と言いますか、安全面と言いますか、そういったところにもきっちり責任を負わなければいけない形になってしまいますので、そういった対応ができるのかなというところが、当時の記憶の中では、そういった心配があったということで、今後、参考にさせていただくというか、そういった答弁にさせていただいたこととさせていただきます。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） こちらは、その後もいろいろ検討しましたが、比較的可能性が高いと思われまので、ぜひとも御検討を、引き続きお願いいたします。

続きまして、大項目2、なべっこ遠足で地元愛の醸成をですけど。

野外活動の一環としては、各校が自主的に野外活動をされていると。決めてやられていると。例えば、その中で市内の名所を回るとか、観光地を回るとか、そのようなこともされているのでしょうか。実例がございましたら、覚えていらっしゃる範囲内で結構ですので、教えてください。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 大友議員の再質問にお答えいたします。

小学校の中においては、例えば、由利高原鉄道を使ったりとか、それから、まいーれに行ったりとか、木のおもちゃ館に行ったりというような、そのように、地域のところにみんなで出向いているということは、市の教育委員会の事業として行っております。

ただ、それ以外にも、各学校においては、例えば鳥海山に登ったりとか、それから地域の施設を巡ったりとか、それから、もっと範囲を広げれば、例えば、東由利においては、小中学校で駅伝をやったりと、その地域をいろいろ巡って、そのよさを確かめるといふ、そういう行事は工夫してやっておりますので、それらを充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御答弁ありがとうございます。

質問でもお伝えさせていただいたとおり、高校生たちが、あまりにも本市のことを知らないというのが実情でして、それは、多分教育長がおっしゃられた平成8年以降、なべっこ遠足もやらなくなって、鳥海山へ行く、法体の滝に行くというような機会が、親の代がなくなった。親の代がそれを経験していないから、子供も連れていっていないという形になると思います。ぜひとも、現状は、鳥海ダムの工事がありますので、なかなか行程が厳しい部分もあるかと思いますが、例えば、祓川に連れていってもらって、5月の残雪を見るときとかというの、すばらしい経験になると思いますので、本市への地元愛の醸成という観点から、各校への御依頼をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。

大友議員のおっしゃっていた主張は、私もよく分かります。ただ、由利本荘市には、いいところがたくさんありまして、1つに限定するのではなくて、いろいろないいところを、例えば地域だったり、保護者だったり、子供たちがみんなでいろいろ考えながら、今年はこのことをやろうというのを企画していく。主体的に考えていくというのも学校の中でのものでありますので、そこら辺のところは御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） あくまで自主的な事業ですので、指定とかではなくていいと思います。ただ本市の外貨獲得のための観光については、やっぱり鳥海山がキラコンテツになると思います。鳥海山への愛着を持って、鳥海山をシンボルとした本市への地元愛の醸成、これは非常に大事だと思いますので、当然ながら自主的ですから、このような形での鳥海山観光も考えてはいかがかなというような御提案をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大項目3、民俗芸能で地域活性と観光振興をでございますが。

市長の御答弁で活動休止9団体が、この1年間だと思いましたが、さらにプラスされたということでした。逆に市長、この9団体もやめていくこと自体が、もったいないと思うのです。この9団体がやめなくてもいいように、もしくは復活したくなるような何か施策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、観光文化スポーツ部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 今野観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（今野和司） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

休止の団体が増えた。この団体を復活させることが大事じゃないかとおっしゃることですけれども、ごもつともだと認識しております。ただ、やはり保存団体の一部には、若い担い手もいるところもございますけれども、大多数の保存団体が、非常に後継者不足、あるいは高齢化ということで、存続自体が非常に危ぶまれるという状況に陥っているということで、市が積極的にこうしようという前に、保存団体自身がどうありたいのかというふうな、市に対しての意思を表明しているというところも、なかなか多くはないということでもあります。

毎年、いわゆる保存団体等の状況調査につきましては、教育委員会のほうで実施している状況にありまして、その結果を踏まえて、いわゆる保存団体の協議会という会もございまして、その中でも情報共有をして、どうあるべきかということも検討しているというところがございます。そうしたことを踏まえながら、市のほうでも、この先のことは検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御答弁ありがとうございます。

9つの団体が、復活することも大事ですけど、まずは、もうやめる団体をなくしていくということのほうが大事だというつもりで質問させていただいております。今後、そ

の団体が、市への意思表示がなかなかない状態だということでしたので、教育委員会と連携を取りながら、保存団体が継続していくために、市が何かするというのは難しいと思いますけど、何か援助できる方法はないのか、その辺を御検討いただけますようお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（佐藤健司） 今野観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（今野和司） もちろん、9団体を復活させるという前に、いわゆる保存団体が減少していくという、そうした状況の中で何ができるのかということ是非常に大事なことでありまして、そこは市としても、この先十分検討はしなければいけないと思っております。まずは、いわゆる意見交換というふうなことも含めて、教育委員会と連携しながら、保存団体の意向を確認しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 民俗芸能は、とても魅力のあるすばらしい財産だと、本市の資産だと思いますので、ぜひこれを大事に、そしてブラッシュアップして行って、本市の観光等にも寄与いただけますように、お願いいたします。

続きまして、大項目5、行政協力事務交付金について。

御答弁は、月1回となったので、検討中ということでの御答弁でしたけども、調べてみましたら、平成18年の条例制定時、秋田県の最低賃金は610円でした。現状、令和7年、1,031円。その増えた金額は1.7倍にも及びます。この長い日にわたって、この行政協力事務交付金が見直されなかったその要因は何でしょうか。教えてください。

○議長（佐藤健司） 大友孝徳さん。通告外と判断しますので、別の質問に変えてください。5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 通告外ということでしたけど、思いとしては、当然ながら、それぞれの行政協力員の方々の手間賃、経費としてお支払いしているこの交付金ですので、手間賃は、当然ながら時代とともに、物価のスライドとともに上がっていくべきという思いなのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 企画振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

この行政協力事務交付金でございますけれども、先ほど大友議員は、最低賃金を引き合いに出されましたが、これは、業務を委託しているわけではございません。配布業務を、町内会に協力を依頼しているという趣旨でございますので、必ずしも物価がスライドしたから、それを手間賃と見て、同じくスライドさせていかなければいけないという、そういう趣旨のものではないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御答弁ありがとうございます。しかしながら、物価のスライドを無視するわけにもいかないと考えますが、いかがですか。

○議長（佐藤健司） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

ただいまの御意見は、大友議員の御意見ということで、お承りさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） この質問をさせていただいたきっかけとしては、SNS等でこの発行が月1回になるというのを御覧になられた方々から、行政協力交付金はどうなるのだとお問合せいただいたことがきっかけでした。まさか下がるのじゃないだろうなど。広報ゆりほんじょうは、月1回になるけど、ページ数は40ページが36ページ、ほとんど厚さは変わらない。県やその他から来る配布物は、今までどおりということは、1回で配布しなければいけないものの重量というのは、ほとんど変わっていないですよ。倍になるのです。2回分の配布物を配布しないといけない。私たちの町内もそうですけど、大体が御高齢の方が、配布されておりまして。非常に負荷がかかると思います。というような状況の中で、1回になったから、まさか減らすようなことはないのだろうなというような御意見を、何件かいただいておりまして、質問させていただきました。検討中ということであれば、御答弁難しいと思いますが、ぜひ町内の方々、市民の方々の思いもお酌み取りいただきながら、検討を進めていただければと思います。これは、要望です。

続きまして、6、ごみ排出量の削減策がごみ袋価格引上げだけでよいのかですけれども、先ほど御答弁では、広報での啓発を継続すると。リユース、リサイクルボックス、あとプラスチックも、さらなるリサイクルというようなことでしたけど。プラスチックのさらなる分別、これを新しいごみ処理施設が完成してからというような御答弁だったと思いますが、それで合ってますか。あと、それは今のところ何年後でしたか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、市民生活部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

由利本荘市が参加することになりました、秋田市周辺自治体によるごみ処理の広域化につきましては、現在、令和17年度の開始というところを予定しております。それに伴いまして、市のほうでも、このようなプラスチックの回収、分別などを実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） となりますと、あと10年後ということですから、それまでプラスチックのさらなる分別は、されないという理解でよろしいですか。

○議長（佐藤健司） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在、由利本荘市では、プラスチックのうち、ペットボトルについて回収をしておりますが、そのほか、プラスチックの容器包装であったり、製品、プラスチックにつきまして、この後、ちょっと長期の計画となりますけれども、新たに回収を進めたいというふうに考えております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ごみ袋代が、大きいサイズですけど、10枚300円から500円になるというのは、かなりインパクトが高かったようで、多くの市民の方々からお声を頂戴しておりますので、逆に、本当にごみは減量化しないといけないのだと、現状、令和17年まで使う施設の維持のためにもというような部分を、もっと今以上に分かりやすく広報等をしていただいて、それ以外の策としても、本市当局が、ごみの削減にこれだけ本気なんだということが市民の方々に伝わるような広報をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

さらなるごみの減量化の周知につきましては、ごみ減量化等推進委員会でも御提言いただいておりますので、市として、そちらにつきましてははっきりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御答弁ありがとうございます。

様々な市の現状、あと世の中の現状の中で、当然市民の方々をお願いしなければいけない部分も多々、これからも起きてくると思いますが、ぜひ早めの情報発信と丁寧な説明をお願いしまして、私の一般質問の終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤健司） 以上で、5番大友孝徳さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

13番岡見善人さんの発言を許します。13番岡見善人さん。

【13番（岡見善人議員）登壇】

○13番（岡見善人） 立憲民主党の岡見善人でございます。議長の許可を得ましたので、大項目3点について質問いたします。おおよそ3年ぶりの登壇に緊張しておりますが、喫緊の課題であります熊の出没による被害の対策に加え、市の施策等に対し、浪人生活で感じたことを中心に当局の考え方を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

質問に先立ち、昨夜遅くに発生しました青森県東方沖を震源とする地震の被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。気象庁等から発表されました後発地震注意情報に基づき、引き続きの警戒をお願いするとともに、市民の皆様にも不測の事態に対する準備をふだんから整えていただければと思います。

それでは、早速質問に入りますが、昨日からの熊の被害に対する質問の多くが私の質問と重なっており、既に当局から考えが示されているものもありますが、通告に従い質問させていただきます。

大項目1、熊対策についての中項目（1）本市における熊の出没状況とその被害状況

及び熊対策に係る課題等について伺います。

熊の出没に対しては、人的被害防止が最優先と認識しておりますが、11月14日に政府から公表されたクマ被害対策パッケージには緊急、短期、中期といったカテゴリーでそれぞれ対策が示されております。緊急的な対策としては、緊急猟銃時に係るノウハウ、発生時の通知、学校及び登下校の安全確保、農林業従事者の安全確保などがあります。短期的には、ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援、緩衝帯。強固な柵の整備、誘引物の撤去、ICTによる熊出没情報の提供等が挙げられております。中期的には、自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者、捕獲技術者、ガバメントハンター等の育成、熊の個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドラインの改定等が挙げられております。

県は11月19日現在、今年の熊の捕獲頭数は2,183頭、2023年度は2,334頭、去年は409頭と発表しました。また人的被害も66人発生しており、そのうち4人がお亡くなりになるなど災害級の状況となっております。2023年度は、山の木の実が少なく里へ下りてくる熊が多数おり、そのときに食材の豊富さや味を覚えた熊が2023年度同様、木の実が不作の今年に出没していると考えられているようです。また一般的に子熊の親離れは1年半程度のことであり、2023年度に里山に下りてきた子熊が独り立ちし、出没しているのではないかと考えられております。

そこで伺います。当市における2023年度から現在までの捕獲頭数及び人的被害及び工作物や農業被害状況はどのようになっておりますでしょうか。

また、県の対策としては、各自治体で不足している箱わなの無償貸与、人身被害者に対する見舞金の給付、学校関係では、熊よけスプレーの配布、登下校時の警戒態勢の強化、そして当市でも既に運用されました自衛隊による箱わなの運搬輸送等が実施されております。

このように国や県での対策を踏まえ、当市としても熊の捕獲に係る箱わなの設置や猟友会との連携による駆除などのほか、ツキノワグマ誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金、柿の木等の伐採に伴うごみ処理手数料の免除、体育施設の無料開放、市内小中学校における熊緊急対策での爆竹の使用など、既に実施されている対策がありますが、熊対策全般に関わる課題について、どのような認識をお持ちなのか伺います。

続いて中項目（2）駆除に係る人材育成、ガバメントハンター等、及び環境整備について伺います。

前項の中で、国の方針で駆除に係る人材育成、とりわけガバメントハンターについて伺います。これまで熊の捕獲・駆除・処分については、猟友会並びに市の担当で対応してきましたが、日常的に市街地にも出没する現状や、猟友会の高齢化、人材・人員不足等を鑑み、専門的に扱う人材の確保が急務であると、国の方針で示されております。

一方、鈴木秋田県知事は、11月19日に上京した際の記者会見において、自治体ごとに人を雇用する力が異なり、ガバメントハンターを市町村に任せるのはなかなかハードルが高い。今年は熊が特殊に出てきたが、例えば来年のようにブナの実が豊作予想の年にどれだけの仕事の需要・所要があるのか。その間もずっと雇っていくことになるのかなど、現実には様々なハードルがあるとして、自治体に対するガバメントハンターに係る課題を示した上で、ガバメントハンター設置の財政負担を国に求めております。なお、

秋田市は先んじて、迅速な対応の確保と長期的かつ安定的な管理・駆除体制を構築するため、公務員として専門職員の募集を開始しております。

このような状況を踏まえ、当市として今後駆除に係る人材育成に関してどのような考えをお持ちなのか、その方針を伺います。

また、猟友会の方々は、節目節目において射撃場で訓練を重ねているようですが、今回、鳥海射撃場の利用状況等をお聞きしましたので、その運営状況から見た課題を上げさせてもらいます。

この施設の利用期間は、5月1日から10月31日までの半年間、午前9時から午後3時までとなっております。今年度は既に閉鎖となっておりますが、トラップ、スキート射撃、ラビット射撃、ライフル射撃が利用でき、年間約700人の来場者があるようですので、1日当たり、約4人の利用となっているようです。県内はもとより県外からも訪れているこの施設は、鳥海3地区合わせて24人の猟友会員にとってもなくてはならない訓練施設となっておりますが、老朽化により一部鉄筋の腐食や雪の重みで建物の一部に損傷があるなど、危険箇所も発生しているようです。加えて、女性トイレは近年簡易トイレとして新たに設置され、好評のようでございますが、男性トイレは旧式タイプであり、衛生面において洋式トイレ等への改修要望もあるようです。全ての利用者が安心・安全に利用できるよう、施設の環境整備が必要と思われませんが、どのようにお考えかお伺いします。

さて、これまで熊駆除に係る全般を担ってきた猟友会も頻繁に発生する出動により通常の仕事にも支障を来している状況であります。国では先のクマ被害対策パッケージにおいて、ハンターの手当など、捕獲に関わる費用を交付金として支援する方針を示しておりますが、駆除に要する費用の中で、箱わな設置に伴う出動時の手当や駆除費用の増額についても示されております。県でも捕獲者奨励金として1頭当たり7,000円、猟友会慰労金365万円とする定額を秋田県猟友会に対する支援として今般補正予算として内示しております。なお、秋田市でも本年度に限り、捕獲した個体1頭につき1万円を支給するとともに、出動報酬を北秋田市と同額の4,000円から8,000円としております。

当市の猟友会の方に伺ったところ、今年の熊は今までとは違い、捕獲用のわなに入らない個体があり、熊自身が危険なものと学習しているようだと述べておりました。この方は、何度も駆除要請に応じ出動しているようですが、仕事上出動できない会員の代わりに泣く泣く田植えを中断し、出動したこともあったようです。自分の畑、農作物を守るためと思い、従事しているものの、熊に加え、イノシシも増えてきた昨今、なかなか時間のやりくりが難しくなっており、本業にも支障を来している状況でした。

また、従事した分の手当を増額すればこの問題は解決かと言われればそうでもないようで、実際、当市では昨年より600円増額の1時間当たり1,800円に加え、熊・イノシシ駆除は解体・残滓処理までの時間見合いで支給されるようになっており、出勤者の負担に沿った面では評価するところではありますが、残念ながら根本の解決にはつながっていないようです。

このほか熊の駆除と同様に深刻なのが、毎年6月のカラス・カモの駆除で、弾は会員持ち。撃てば撃つほど自己負担が増え、20発ほどで時給分の弾がなくなる現状で、赤字になってまでは撃ちたがらないというのが実情のようです。ちなみに長野・岐阜県の辺

りでは1羽当たり2,000円から3,000円が支給されているようです。また、この駆除は、猟友会員が市からの委託事業として実施していますが、カラスの個体数を減らさない限り農作物被害やまちのごみ被害は減少しないのではと感じているようです。

猟友会員の人数は、地域によってばらばらのようで、岩城、東由利のように2名程度の現状では駆除自体もままならず、市民の安全面を考えると最低でも各地区で10人程度は必要との認識を持っておりました。加えて、駆除後における解体処理は、各地域の猟友会員宅を利用しているようですが、捕獲当日その会員が不在の場合は、他の場所を探さなければならず苦慮しているようです。実際、最近こういった状況が発生し、解体場所の決定まで時間を要し、結局ふだんは利用しない会員自宅前での解体を余儀なくされるなど、こういった状況は恐らく他地域どこでも起こっているものと推測されます。

そこで、由利本荘市に最低1か所、熊の解体処理が可能な施設を整備してはどうでしょうか。熊の駆除から解体処理までを猟友会に委ねている現状から、解体処理場の確保が難しい場合には、最終工程である解体処理場の確保は必要と認識します。これまでボランティアに近いような形で駆除対応してきた猟友会も高齢化が進み、成り手が少なくなっている現状から、このような施設は必要と考えます。

以上を踏まえ、本市としても、熊はもとより、カラス・カモの駆除、捕獲に係る一連の費用、慰労金・報奨金など及び猟友会の人材確保・育成、施設の環境整備について、どのようにお考えか伺います。

続いて中項目（3）被害者及び農作物等への被害に対する支援等について伺います。

先に述べましたように、県内では今年に入り人的被害が66人、そのうち4人がお亡くなりになっております。先の臨時議会においては、市長からも市内において400件の目撃情報、人身被害が2件、捕獲91件と熊の出没の影響は災害級であるとの言葉もありましたが、米、野菜、果樹等をはじめとし多くの農作物が被害に遭われている現状から、災害級の被害同様、見舞金の措置が必要であると認識します。

今般、県の対策事業案の1つに緊急対策として死亡者を含む人身被害者に対して支援する見舞給付金が補正予算に示されたようです。また、北秋田市では一昨年人身事故が多発したことを踏まえ、昨年時点で死亡や負傷に応じ5万円から30万円の見舞金の支給が制度化されております。ちなみに熊のほか、イノシシとニホンジカによる被害も対象としているようです。本市でも9月11日大内地域において田んぼの見回り中に頭や腕をかまれる人身被害が発生しておりますが、熊の攻撃は目や頭を中心に狙うようで、損傷は大変大きく心身ともに健康になるまでには相当な時間とお金を要するようです。

一方、農作部においては、米、野菜、果樹、柿、栗などが食い荒らされているようで、西目付近での熊による被害としては、リンゴ、桃などの果樹の食害、牧草ロールの破壊、牛の濃厚飼料の食害等が3年前から増加しており、その都度捕獲・駆除の対策を取ってきております。特に果樹被害が今年も多く、リンゴの被害は膨大となっているようです。

農業被害の対策としては、電気柵や網を張るなどがありますが、広大な農地全てに張り巡らせることは金銭的・労働力的にも現実には難しく、実際は出没したら捕獲するといった対症療法での対策が精いっぱいようです。なお、聞くところによると、ブナの実や山の木の実が凶作ということで、熊が取り上げられていますが、実は鳥、主にヒヨ

ドリの被害のほうが果樹農家にとっては打撃となっているようで、今年はブドウが壊滅的だったとのこと。

このような被害による損失を補填する共済制度の1つとして収入保険がありますが、通常損失に応じて一定額が支給される共済金は、昨今の米価高騰により果樹の損失分を米がカバーする形になっており、果樹分そのものに対する補填は期待できず、収入保険の恩恵は場合によっては少ないようです。また、この保険は過去5年の売上げの平均金額から算出されるため、米が高騰している現状では減収分をカバーしきれず、こういった収入保険の制度に使いづらさも感じているようです。

また、リンゴの生産メッカである青森県でも被害が深刻であり、アップルベアと呼ばれる熊の食い荒らしによる被害はそれにとどまらず、熊は縄張を示すマーキングとして木に爪でひっかき傷を残すことから、次年度またここに現れないようにと木を切り倒して対策を講じているようです。このように収入減による大きな影響に苦しむ農家に対する支援として、一部民間事業者による、クマ被害支援りんご入りふぞろい食材おためしセットなるものを通販で開始したところもあります。

当市でも被害に遭われた農家への支援として、見舞金等直接支援のほか、民間事業者とタイアップし、例えばふるさと納税の仕組み、クラウドファンディング、そういった支援等が必要ではないかと認識しますが、熊被害者への見舞金の創設、熊並びにその他の動物等による農作物被害に対する支援策について、当局の考えを伺います。

続いて中項目（4）登下校時における児童の送迎について、伺います。

熊の出没箇所に応じ、小学校の登下校時において家族による送迎を行わざるを得ない状況が発生しております。それが一時であれば保護者の負担もそれほどではありませんが、何日も続くとなれば話が違ってきます。保護者の中には有給休暇やシフト勤務など工夫を凝らしながら対応しているものの、限度もあり仕事に支障を来しているとの言葉もお聞きします。

こういった状況に対応するため、山形市の蔵王第二小学校では、有志による蔵王地域交通検討会を立ち上げ、地元タクシー会社、保護者、学校が連携し、保護者のアンケート調査に基づき、利用希望の家庭を対象としたスクールタクシーの実証実験を開始しました。具体的には、地元タクシー会社が一、二台を運行し、要望が多かった下校時にタクシーを利用するものです。実証実験は11月17日から10日間実施し、それを踏まえた問題点等を整理した上で、来年以降の継続運行の可否を検討していくとのことでした。熊の冬眠前、この期間の出没が多発している現状から始めたものでありますが、小規模校ということも実証実験につながったとのこと。

一方、当市においては、石沢地区等の乗合タクシーが既に運行されておりますので、その仕組みを拡大運用することや、実証実験が始まったゆりほんのれッタの活用もあろうかと思えます。文部科学省では登下校に関する対応は基本的には学校以外が担うべき業務としていることから、負担の在り方などの課題は山積していますが、児童の安心・安全は何事にも代えがたく、官民が連携して取り組む必要があると認識します。

このたび国が発表したクマ被害対策パッケージにおける交付金の活用対象には、登下校時における対策費について言及されておりましたが、こういった登下校時における児童の安心・安全を見据えると、国に交付金を求めることも必要と認識しますが、市の考

えを伺います。

続いて中項目（５）熊の個体数の把握について伺います。

人里に下りてくる熊の異常な出没の要因は、耕作放棄地が増え、人と熊との境目いわゆる緩衝帯がなくなったことなど多々あるようですが、その１つに熊の個体数の増加が挙げられております。山の恵みが少ない一昨年と今年のような状況において、熊の縄張り争いに敗れた熊の一部が人里に下りてきて、その味を覚えてしまっているとも言われております。

これまで経験したことがないほど、毎日のように市街地に出没している熊の発生により人身被害や多方面に大きな影響が出ている現状から、速やかな駆除を最優先とする対策は必要であるものの、一方、異常に発生している熊の個体数の把握も必要であると認識します。

クマ被害対策パッケージの中では、中期的対策として、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定が発表されております。また、国のクマ被害対策パッケージを踏まえ、県ではこのパッケージの速やかな実施を掲げております。

当市としても、国に対しこの統一的な個体数把握の実施を速やかに行うよう求めるとともに、捕獲した熊に発信機などを取り付け、山に戻した上で再度人里に下りてくるかなどの行動調査も同様に国に求める必要があると認識しますが、当市の考えを伺います。

続いて大項目２、安心して暮らせ優しさが感じられるまちづくりに向けての、中項目（１）地域別敬老会の在り方の再検討について伺います。

以前、旧１市７町単位で行っていた敬老会については、令和５年度から各町内会単位での開催に移行しております。移行する背景としては、先ほど大友議員がお話ししたとおりであります。参加者の年々減少傾向などでございました。そこで、それに代わり小規模な単位として町内会による開催とすることで、それらの課題解決に向け、町内会長宛のアンケートを実施し、６割程度の同意を得て、以降に踏み切っております。

移行後の２年間においてこの事業の賛否が分かれていることを実感しておりますが、元のスタイルに戻してほしいという声は、以前の旧町単位での開催に積極的に参加している方々からの声が多く、１年に１回会える旧友との会話が楽しかった。来年も元気に会おうと、毎年楽しみにしていたなどの声上がる一方、町内会単位で行うことで参加しやすいといった方もおるようです。

さて、私の町内会はどうかと言えば、以前から独自の敬老会を町内会の予算で実施しておりました。ノウハウもあり、毎年いろんなゲストなどを招いたり、趣向を凝らした内容で開催していたこともあり、特段問題なく移行に対応しておりましたし、新たに参会者見合いで補助金が出ることで、町内会としては、財政的に助かった面も確かにあります。一方、これまで独自で実施してこなかった町内会は、その運営に四苦八苦しているとの声も聞いており、記念品のみ配布して終わりの町内会もあります。

この敬老会の実施に伴う費用を移行前後で調べてみたところ、これはちょっと古いんですが、移行前の平成31年度実績で市全体で合計約1,350万円。このうち支所計では680万円であり、移行後の令和6年度実績では約870万円でした。また、この870万円の内訳でありますが、全町内会数が485のうち、申請された町内会数は296、申請率は61%で

した。対象者数で言うと、15,000人中、敬老会に参加した人、いわゆる申請者数は718人であり、申請率は4.8%。記念品の提供は4,042人であり、申請率は26.9%。併用は2,048人で、申請率は16.1%。合計で7,168人が参加され、参加率いわゆる申請率は47.8%となっております。

このように令和6年度から併用型を取り入れた新たな制度で開催した敬老会ですが、数値上は対象者の約5割の方々が記念品を含め、この恩恵を受けており、以前の旧町単位で実施したときよりも費用対効果の面では優位である一方、1万5,000人の対象者の中で実際に会場で参加された方は1,635人であり、実質の参加率は約11%にとどまっています。

町内会であれば気軽に参加できる側面は確かにあるかと思いますが、敬老会といった本来の趣旨からすれば、果たして記念品を渡して終わりがよいのか。個人的にはふだん会えない方々が年に1度顔を合わせて会話を交わす。こちらのほうが明日の生きがいにつながるのではないかと思うところではございます。

地域から若者が出ていき、空き家が増え、統廃合により小学生の声も地域から消えている状況の中で、高齢者が生き生きと暮らせるような環境づくりが必要であり、その1つとして年に1度、多くの方々と触れ合うことができる敬老会の在り方を改めて検討する必要があるのではないのでしょうか。当局の考え方を伺います。

続いて中項目(2)eスポーツを活用した高齢者のフレイル予防について伺います。

人生100年時代と言われる中、シルバー世代が気軽に取り組み、脳機能の活性化、社会的交流の確保を図れる健康増進長寿スポーツとして注目されているのがeスポーツです。このeスポーツは、世代を超えた新しい交流ツールとしての可能性があるほか、eスポーツを高齢者が行う効果として、認知機能の維持・改善の健康的メリットやメンタルヘルスの改善が挙げられております。

全国的にも徐々に自治体での導入が進んでおり、奈良県川西町では、高齢者の運動実施率が低下している原因として、コロナ禍によって運動する機会が減ってしまったこと。そして、シニア世代を対象としたスポーツメニューのマンネリ化が進んだことから、以前から開催していたスポーツ教室のコンテンツとして、シニア世代になじみの薄いeスポーツを導入したようです。これによりフレイル予防効果や心身機能への変化を実証事業で検証しようと考え、その運営を幅広い年齢層にスポーツの機会を提供している地元のNPO法人のクラブに委託したようです。

メニューは太鼓をたたくゲーム、ボウリングやチャンバラなどの軽いスポーツをするゲームのようですが、僅か3か月で認知機能改善へ絶大な効果が現れているようです。実施前の測定では、軽度認知障害という状態にある人が参加者14名のうち6名でした。この軽度認知障害というのは、認知症まではいかないものの、少々物忘れがあったり、考えるスピードが落ちてきていたり、思い出すまでに時間がかかったりするというレベルのようですが、日常生活には全く問題がないので、専門的なテストをしなければほとんど気づかれませんが、この状態にある人は認知症の発症リスクが圧倒的に高くなります。そのため、この段階で把握して認知症の予防・対策をすることが大切とされております。ちなみに私もこちらに近くなっているような感じが受けるところでございますけれども、今回、eスポーツを週に1回、3か月間続けた後に再度測定したところ、軽

度認知障害の疑いのあった6名のうち、5名が回復したとのことでございます。

また、仙台市では、国のデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ。これを利用し、高齢者のデジタルデバイトの解消、生きがいつくりの推進や健康づくりの推進を行うために、eスポーツが体験できるイベントや教室などを定期的に各地の老人福祉センターで開催しております。リズムゲームやドライブゲームなどのeスポーツ、タブレットやスマートフォンを活用したアプリ体験ブースも用意したようです。また、児童館との交流イベントや老人福祉センター同士をオンラインでつなぎ、eスポーツで対戦する施設対抗戦イベントを行い、世代や場所を越えた交流を図ったようです。また、令和7年度事業においては、従来のeスポーツ教室に加え、新たな試みとして秋田市の地域包括支援センターとオンラインによるeスポーツ交流戦を開催しております。

ゲーム機器の機材はそれほど高価ではなく、ゲームに精通している職員であれば比較的導入のハードルは高くありませんし、それをサポートする事業者もあります。秋田市にも60歳以上のプレイヤーで構成された日本初のシニアプロゲーミングチームマタギスナイパーズが活動しているなど、好環境が近くにあります。

高齢者が楽しく生き生きと過ごせる、このeスポーツの環境づくりは、大きな効果を生み出す要素があると思いますが、市の考え方を伺います。

続いて中項目（3）難聴者、聾者に優しい市職員の対応について伺います。

難聴者、聾者に優しい市であってほしいとの思いからの提案です。今回この質問をするきっかけとなったのが、先に開催した由利本荘市誕生20周年記念式典でした。会場にはこの式典に係る多くの関係者が出席し、私も同席しておりました。市長の祝辞はじめ多くの来賓の方々からの挨拶の後、誕生20周年記念映像が会場に流され、その完成度と内容にいたく感激し、その後の由利高校民謡部の披露もまた、式典を飾るにふさわしいもので、盛大に執り行われた事業でした。その中でただ1点残念なことがありました。それは壇上に手話通訳者が配置されていなかったことです。この式典にお招きしている方々の中に、難聴者、聾者がいたかは不明ですが、この模様はゆりほんテレビを通じて、市民に放映されているということ踏まえれば、あってしかるべきであったのではないかと思います。

この難聴者、聾者に関しては、現在の手話が確立されるまで不遇の時代を経たことを知りました。この秋田県における聾者の歴史が書かれた本、手話・言語・コミュニケーションナンバー8秋田手話の歴史。これを参考文献とし、その一部を引用しますが、秋田県立聾学校の歴史。それに関わった聾教師の存在。口頭教育での手まねが排除された苦難の歴史。手まねを使って集団生活や活動することの喜び。手まねが手話と呼ばれる時代になり、国民に普及され、手話で聞こえない仲間や難聴者が団結して撤廃した差別条例。自動車免許取得等が実現したこと。そして、手話言語法へとつながっていることなど、聾者の歴史の変遷について知りました。

また、前明石市長、現泉房穂参議院議員がこの本での巻頭言として、やさしい社会を明石から、あたりまえを変えたいと題し、明石市長時代に取り組んだことを述べております。その中では、今から30年ほど前に泉氏が司法試験を合格した際、過去に聾者が手話の使用を禁止されていたことを知り、自らが手話を習い、2級の資格を取得し、その後市長就任以降、市政にそれを反映してきたとのこと。当時明石市議会に生まれつ

きの聾者である市議会議員がおり、当然議会の中で手話通訳を置かなければ議事進行に支障が生じることから、手話を配置したとのこと。明石市は、誰もが暮らしやすい共生のまちづくりを掲げ、手話通訳は耳が聞こえない人にとっても聞こえる人にとっても必要であり、生まれてから死ぬまでの誰の支援も必要としない人はおらず、誰しも困っているときに支援が必要な時が必ず訪れるとの泉氏の強い思いの下、市役所職員7名が手話の資格を持ちながら専門職のほか、条例の制定や運用、福祉施策の政策立案の業務に従事していたとのこと。

折しも先般開催されました東京2025デフリンピックにおいて、当市出身の岡部祐介さんが十種競技で自己ベストを出し、7位入賞を果たしております。岡部さんも生まれつき耳が聞こえなく、秋田県立聾学校、現在の県立聴覚支援学校入学と同時に陸上を始め頭角を現しつつ健常者の日本記録保持者、右代啓祐氏に志願し弟子入り。1日五、六時間の厳しい練習で日本選手権3連覇からの今回の成績につながったとのこと。

このように障害の有無にかかわらず、誰しもが何かしらの可能性を秘めており、その可能性を引き出し、最大限伸ばしてやる環境を市と市民が一体となってつくり上げることが必要だと考えます。

以上のことから、難聴者、聾者が市民と接する様々な場面において、手話を通じたコミュニケーションが図られるよう、まずは市主催で不特定多数が集まるような主要イベントにおける手話の配置を提案するものです。加えて、市職員の手話通訳者拡大に向けての研修のほか、難聴者、聾者に限らず、誰にも優しい市であるような市職員の対応を求めますが、当局の考え方を伺います。

続いて大項目3、人が集まる場所の環境整備についての中の中項目(1)観光施設等のトイレ環境の整備について伺います。

公共施設のトイレ環境については、私なりにかなり思い入れがあり、これまでの一般質問でも学校や避難所のトイレ洋式化を訴えてきました。今回は、観光施設に特化し全てのトイレの洋式化を求めたいと思います。

先般、八塩パークゴルフの公衆トイレに行く機会がありましたが、きれいに清掃されており、すがすがしい気分になりました。私は公衆トイレの整備や清掃は、観光客に対する市の姿勢となり、鏡となるものだと思っており、八塩パークの管理者並びにトイレ清掃の方には感謝と敬意を表する次第です。

実際、トイレ等のメーカーであるTOTOの調査では、きれいなトイレが観光地のイメージアップにつながると答える外国人観光客が多いとの結果が出ており、観光満足度の調査でも、清潔で使いやすいトイレは観光客の印象に大きく影響するとされております。高齢者や多様な利用者が多く訪れる観光施設のトイレは、温水洗浄つきトイレ、バリアフリートイレ、多機能トイレなど、清潔で機能的な環境を整える必要があると考えます。

ちなみに観光地である函館市のトイレの洋式化率は41%で、地元中学生から市に対して、観光地全体のトイレを洋式にしてほしいとの声もあり、トイレ環境の改善要望が強いとのこと。加えて、アートデザインとして単なるトイレとみなさず、建築デザインの観点で価値を高め、観光資源や話題性を持たせる自治体もあります。

当市も鳥海山を中心とし、海・山・川の観光資源を標榜する以上、その姿勢をトイレといった側面から示していくべきと考えますが、観光地における全トイレの洋式化、できれば洗浄機つきトイレの設置について、当局の考えを伺います。

続いて中項目（２）体育館における夏場の熱中症対策について伺います。

温暖化によるものか、ここ数年夏の期間が異常に長く秋が短い状況が続いております。以前は、8月上旬から下旬のせいぜい二、三週間程度が暑さのピークでありましたが、ここ数年は7月中旬から9月の中旬まで約2か月もの間、30度以上の真夏日が発生しております。

このような中、夏季に行う様々な競技は、屋内外問わず体調面に大きく影響するほどの暑さの中でスポーツなどを行わなければならない過酷な状況となっており、御存知のように、夏の甲子園では昨年から選手の体調面に配慮し、酷暑の一部期間において昼の時間を避け、午前中と夕方の2部制としており、競馬界でも同様の措置が取られております。

私は、当市のバスケットボール協会に所属しており、多くの大会運営に携わる機会がありますが、30度以上の中で競技を行った場合のプレイヤーへの影響は多大であると実感しております。こういった環境下において、秋田県バスケットボール協会が主催し、夏季に行う小学生の大会は、児童の体調面を考慮し、冷房が備わっている会場でのみ開催することとしており、秋田県内では、秋田市のCNAアリーナ、大館市のタクミアアリーナ、そして当市のナイスアリーナの3会場のみとなっております。

さて、当市で言えば、ナイスアリーナ以外は冷房措置が完備されている体育館はなく、夏季大会は、観客も大汗をかきながら観戦を余儀なくされている現状であります。選手はそれ以上に身体に負荷がかかっている中で競技することになり、実際これまで熱中症と思われる症状により途中でリタイアする選手もございました。こういう状況を踏まえ、保護者を中心に扇風機を持ち運ぶチームもありますが、いずれにしても厳しい環境下で競技を行っているというのが実情です。

そこで提案です。当市にある体育館全てに1から2台の大型扇風機を配備し、市民の誰もが安心して競技などを楽しむことができる環境を整えていただけないでしょうか。当局の考え方を伺います。

以上大項目3点について壇上からの質問といたしますので、御答弁方よろしくお願いたします。

【13番（岡見善人議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、岡見善人議員の御質問にお答えいたします。

初めに1、熊対策についての（1）当市における熊の出没状況とその被害状況及び熊対策に係る課題等については、お答えいたします。

本市における有害鳥獣捕獲許可による駆除頭数は、令和5年度は83頭、令和6年度は4頭、今年度は現在まで93頭となっており、年度間で大きく変動している状況であり、人的被害につきましては、令和5年度はゼロでしたが、令和6年度は1件、今年度はこれまでに2件発生している状況であります。

農作物被害につきましては、水稻や果樹などの食害があり、令和5年度は372万4,000円、令和6年度は35万円の被害額を確認しており、今年度は今後の調査を待たなければなりません。なお、工作物の損壊等につきましては、これまで確認されたものはありません。

熊対策全般に係る課題の認識についてであります。現状の対策として箱わなの設置や熊の駆除が中心となっており、これらの活動には猟友会の協力が不可欠であります。

しかしながら、今後も猟友会員の減少を見込まざるを得ない状況の中で、継続的かつ安定的な協力体制を維持するための人材確保は大きな課題となっております。

また、人の生活圏に熊を寄せつけないための放任果樹の除去や、見通しのよい緩衝帯といった環境整備は、市民の皆様の御協力が前提となるものでありますので、市といたしましても、これまで以上に協力を呼びかけていく必要があると認識をしております。

今後の取組といたしましては、猟友会をはじめとする関係団体の協力体制を持続可能なものとするため、若年層の加入促進や人材の育成に向けた協議を進め、継続的な対策を積極的に講じてまいります。

こうした取組を通して、熊対策を総合的に推進し、市民の生命・身体を守り、安全で安心な市民生活の確保を目指してまいります。

次に、(2) 駆除に係る人材育成、ガバメントハンター等、及び環境整備についてにお答えいたします。

熊の駆除を巡る現状につきましては、市街地への出没頻度の増加と、猟友会の高齢化・人材不足という2つの課題を抱えている状況にあり、専門的な知識と技能を有する人材の確保・育成が急務となっております。

こうした中、今後の駆除に係る人材の育成・確保については、猟友会の現状と将来の見通しを共有しながら、報酬や処遇面も含めた協議を継続するとともに、現場の実情を踏まえ、若手の参画を促す仕組みづくりについても検討してまいります。

なお、熊の専門職員の採用に関しましては、今後の国・県の動向や他自治体の事例、また猟友会の会員の動向を見極めた上で、将来的な選択肢の1つとして検討してまいります。

次に、施設の環境整備についてであります。

鳥海射撃場につきましては、射撃愛好家や狩猟関係者にとって射撃技術の向上に欠かせない重要な訓練施設として、指定管理者である鳥海射撃協会が施設の運営を担っております。

当該施設は、昭和57年の開設から43年が経過し、老朽化が進んでいる状況にありますが、今年度、本市として簡易式の女性用トイレを設置するなど、利用者の利便性向上を図っているところであり、今後とも指定管理者と連携し、施設の適切な管理と必要な環境整備に努めてまいります。

また、熊の解体処理が可能な施設の整備につきましても、既存の公共施設を利用できる場合は最大限に使用してきていることに加え、他の遊休施設の活用についても併せて検討してまいります。

市といたしましては、こうした人材育成・確保、環境整備の両面から、熊をはじめとする獣害対策を総合的に進め、引き続き関係機関と連携しながら、市民の皆様の安全・

安心を最優先に、適切な対応を図ってまいります。

次に、（３）被害者及び農作物等への被害に対する支援等についてにお答えいたします。

本年度の熊出没による影響は、まさに災害級とも言える事態に達しており、本市において２名の方が人的被害を受けるなど、市民の日常生活の安全・安心を脅かす重大な課題であると認識しております。

また、野菜や果樹などの農作物被害も深刻であり、本市では、被害の防止に向けた対策として、令和４年度から電気柵の設置に対する支援を開始し、農業者の負担軽減と被害の抑止を図ってまいりました。

岡見議員が例に挙げられた見舞金などの直接的な支援は、自然災害等における対応と公平性の確保の面から難しいものと考えますが、御提案のふるさと納税を利用した仕組みづくりを含め、市の財政負担を抑制しつつ、農業者が安心して営農できる環境づくりについては、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、鳥獣被害の発生形態は、地域や年度によって大きく異なるほか、予期せぬ事案も多く、これまでの支援制度を継続するほか、被害状況や農業者のニーズの的確な把握に努めながら、必要な支援を適切に講じてまいります。

なお、熊による人身被害を受けられた方への見舞金につきましては、令和６年度に、県において、野生鳥獣による人身被害見舞金給付事業が創設され、人身被害には１０万円、重度の被害には２０万円、死亡された場合には遺族に３０万円が支給されているものと承知しております。

本市といたしましては、農作物被害の増加や新たな課題が生じた場合には、状況を踏まえた上で、速やかに支援策を検討し、地域産業と市民生活の安全・安心を確保できるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、（４）登下校時における児童の送迎については教育長からお答えいたします。

次に、（５）熊の個体数の把握についてにお答えいたします。

１１月１４日に、国の熊被害対策等に関する関係閣僚会議において、クマ被害対策パッケージが示され、中期的に取り組むこととして、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数調査や推計の実施が盛り込まれております。

これは、増え過ぎた熊の個体数管理の徹底を図り、人と熊のすみ分けを実現することを目的としております。

市街地への熊の出没については、熊の生息域が拡大していることや、個体数が増加していることに加え、人口減少等によって農地や山林の荒廃が進み、人の生活圏との境界が曖昧になるなど、数多くの要因が重なり合って、出没の頻度が高まっているものと認識しております。

このような事情を踏まえ、熊の行動と出没の実態を丁寧に把握していく取組は、今後の熊対策を適切に講じていく上で、極めて重要であると認識しております。

こうした中、個体数管理に関する県の考え方が、令和５年の大量出没を契機に、安定的な維持から人とのあつれき軽減を図ることができるよう目標個体数による管理に転換されたところでありますが、この管理手法を適正に進める上でも、国がクマ被害対策パッケージで示した統一的な手法による個体数調査や推計が早急に実施され、捕獲対策

に反映されることを期待しております。

一方で、岡見議員御指摘の、熊を放獣した後の追跡調査につきましては、秋田県第二種特定鳥獣管理計画において、捕獲された場所へ回帰してしまう懸念もあることから、放獣はしないとされており、市といたしましても、放獣はしておりませんが、今後、国や県が新たに実施する個体数調査の過程において、科学的なデータ収集の一環として、必要に応じて調査・検討されるべきものと理解しております。

市といたしましては、引き続き、市民の安全・安心を最優先として、誘引物となる放任果樹や生ごみ等の適切な管理、見通しをよくするための緩衝帯の整備、そして緊急捕獲体制の強化など、様々な角度から熊対策への対応に取り組んでまいります。

次に、2、安心して暮らせ優しさが感じられるまちづくりに向けての（1）地域別敬老会の在り方の再検討についてにお答えいたします。

市主催の敬老会につきましては、大友孝徳議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、集団感染を防ぐという点や、協力人員の確保が大変難しくなっているという点からも、コロナ禍前のような大人数が一堂に会しての開催は、困難であるものと考えております。

めったに会えない旧友との再会の機会がなくなってしまったことは、残念ではありますが、多くの町内会等から、敬老事業補助制度を長寿のお祝いに活用いただき、身近な地域での世代を超えた交流の促進や、絆を再確認することにもつながっており、大変意義深い制度として定着してきているものと考えております。

また、敬老事業に加え、入湯料等割引券の上乗せや老人クラブ活動への支援、地域ミニデイサービス事業や介護支援ボランティア事業などの多様な高齢者施策を展開しておりますが、今後も皆様の御意見を頂戴し、事業内容の見直しを図りながら、高齢者が地域の中で生きがいを持ち、生き生きと暮らし続けられるよう支援してまいります。

次に、（2）eスポーツを活用した高齢者のフレイル予防についてにお答えいたします。

フレイルとは加齢に伴って筋力や認知機能などの心身の機能が徐々に低下し、健康と要介護状態の間にある状態をいいます。

多くの高齢者が、このフレイル期を経て要介護状態に進行することから、健康寿命を延ばすためには、フレイル状態への予防が重要であります。

そのため、市では、栄養、運動、社会参加などのフレイル状態への進行に大きな影響を及ぼす要素の維持・改善を目的としたフレイル予防教室や、地域ミニデイサービス、コグニサイズ教室などの介護予防教室を実施しております。

いずれの事業においても、eスポーツの導入予定はありませんが、年代や障害の有無にかかわらず、多様な人々が参加できるeスポーツは、フレイル予防についても重要な選択肢と捉え、他自治体の実施状況などの情報を収集してまいります。

加えて、本年度、秋田県社会福祉協議会が岩城地域の高齢者サロンにおいて、eスポーツを活用し実施した出前講座における、認知機能や運動機能の変化等に関する検証結果も参考にしながら、今後の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、（3）難聴者、聾者に優しい市職員の対応についてにお答えいたします。

市では聴覚障害者の方々からの相談に対応できるよう、現在、手話通訳ができる会計

年度任用職員を福祉支援課に1名配置しております。

また、一般市民を対象に、手話の基礎を学ぶ手話奉仕員養成講座を年間40回開催し、これまでに市職員を含む約300人が講座を修了しており、手話の普及や手話通訳者の底辺拡大に取り組んでいるところであります。

岡見議員御提案の、多くの市民が集う市主催のイベントでの手話通訳者の配置につきましては、現在、多くの聴覚障害者の方の参加が見込まれる二十歳を祝う会や社会福祉大会において、複数の手話通訳者を配置して対応しているところでありますが、今後もそれぞれのイベントにおける参加者の状況を勘案しながら、多くの市民が参加するイベントへの手話通訳者の配置の要否について判断してまいります。

また、市職員による手話通訳についてであります。手話は一朝一夕に身につくものではなく、また、日常的な相談業務とは異なり、イベントなどでの通訳は確かな技術と経験が求められるものであり、職員の業務としてそのような場での手話通訳が必要かどうか慎重に検討しながら、今後の状況を踏まえつつ、研修の実施など必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、3、人が集まる場所の環境整備についての（1）観光施設等のトイレ環境の整備についてにお答えいたします。

観光振興課が管理する施設に設置されている個室トイレ数は、531基となっておりますが、そのうち洋式トイレについては、349基となっております、65.7%の洋式化率となっております。

道の駅や温泉施設などの利用者の多い施設においては、洋式化率がおおよそ80%となっておりますが、キャンプ場などの屋外施設のトイレについては、洋式化率が低い状況にあります。

観光施設におけるトイレ環境につきましては、観光地としての評価に影響する重要な要素であり、女性や高齢者をはじめ、多様な利用者の利便性に配慮する観点からも、常に清潔で使いやすい環境を維持することが欠かせないものであると認識しております。

御質問の観光施設におけるトイレの洋式化につきましては、当該施設の今後の在り方等を十分に踏まえながら、例えば、建物本体の改修と合わせて洗浄機能つき洋式トイレに改修するなど、必要性を見極めながら改修の検討を進めてまいります。

市といたしましては、公共施設等総合管理計画を基に、施設の老朽度や利用実態、施設の将来性などを見極めつつ、トイレに限らず幅広く観光施設にふさわしい環境の整備に努めてまいります。

次に、（2）体育館における夏場の熱中症対策についてお答えいたします。

近年の猛暑は、市民生活に様々な影響を及ぼしておりますが、特にスポーツ分野においては、熱中症を起こしやすい環境に置かれていることから、スポーツ施設における熱中症対策は重要な課題であると認識しております。

そうした中、本市のナイスアリーナについては、全館に冷房設備を備え、夏季の厳しい暑さの中でも快適にスポーツをすることができる県内有数の施設として、競技団体などからは大変好評をいただいております。

その一方、その他の体育館では暑さ対策が十分にできない状況の中で、スポーツが行われているのが現状であります。こうした施設の利用に当たっては、熱中症対策に十

分配慮していただくことをお願いした上で利用していただいております。

御提案の大型扇風機などの配備につきましては、暑さ対策として一定の効果があることは確かですが、会場全体に送風することはできず、その効果が限定的なものとなるほか、場合によっては、プレーに風が影響を与える場合も想定されるため、競技関係者からも御意見を伺った上で、扇風機配置も含めた対応方針を検討する必要があると考えております。

市といたしましては、健康を第一に考え、基本的な熱中症予防対策である、小まめな水分補給に留意していただくとともに、暑さが厳しい場合には運動を控え、決して無理をすることのないよう、利用者への啓発を強化してまいります。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは岡見善人議員の教育委員会関係の御質問、1、熊対策についての（4）登下校時における児童の送迎についてにお答えいたします。

昨今、市街地でも熊の出没が相次ぎ、児童生徒の保護者からは、通学に対する不安の声が寄せられているところでありますが、登下校時の安全確保は、児童生徒の命と健全な成長を守るために何よりも優先されるべき課題であり、児童生徒が安心して学校に通えるよう、地域や社会と協力し環境を整えることが重要であると考えております。

国では、児童生徒の登下校に関する対応を学校以外が担うべき業務としておりますが、教育委員会といたしましては、災害の1つとも捉えられる熊被害の防止対策として、安全・安心を最優先に位置づけ、熊よけ鈴の貸与、保護者への送迎依頼、学校への爆竹の配置などの対応を実施してまいりました。

現状では、国のクマ被害対策パッケージにおきまして、登下校時の送迎費用は対象となっておりませんが、国の動向を注視しつつ、自治体の実情に応じた柔軟な活用が可能となった場合には、その活用について検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 13番岡見善人さん、再質問ありませんか。

○13番（岡見善人） 丁寧な御答弁ありがとうございます。おおむね検討であったり前向きな御答弁もいただいたというふうに受け止めましたけども、何点か再質問させていただきます。

大項目1、熊対策について、（1）当市における熊の出没状況とその被害状況及び熊対策に係る課題等についてと（2）駆除に係る人材育成、ガバメントハンター等、及び環境整備について、両方に係るかと思いますが、先ほど市長の答弁の中に、若手の育成であったり、人材育成、ここについては取り組んでいくというような形なんですけども、例えばここ人材育成であれば、具体的にどういうことを通じて人材育成に取り組んでいくのかとか、その具体的な例を示していただければ、こちらとしてもイメージがつかめるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問、具体的な例については、産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 岡見議員の再質問にお答えいたします。

人材育成の具体的なというふうなお話でしたが、人材確保については、いろんな免許ですとか、その銃猟の購入費とかそういったところで支援をし、人材を確保していくところと併せまして、猟友会のほうで、実際、具体的に実地研修とか、そういったことをしておりますので、新人の方も含めて、そういった方々が一緒に現場に出られるような体制は取っているつもりですので、そういったところを活用したいと考えております。

○議長（佐藤健司） 13番岡見善人さん。

○13番（岡見善人） はい、ありがとうございます。実は私の息子も一昨年かな、狩猟免許を取って、まさに市の支援の猟銃のときの補助であったり、頂いたので非常にありがたいと思うんです。これはまさに人材の確保の段階だと思います。昨今こうやって出てきているので、やっぱり途中で岩城の射撃場とかに行き、自分の腕が落ちないように射撃場でそうやってぼんって撃ったりして練習してきたりしているんです。であれば、その人材育成といった面で、個人個人でやるのも当然自分のスキルを磨くというか、なまならないようにするものですけれども、いわゆる定期的に猟友会と連携しながら、研修会みたいなものやっていたらいいなという、そんな思いも頭にあったので、その場合に当局からどんな人材育成があるかなと聞いたところでございます。何とかそういったところも含めて御検討いただければと思います。これは提案でございます。

続きまして、（2）駆除に係る人材育成、ガバメントハンター等、及び環境整備についての中の、様々な支援の在り方の中に、電気柵の設置。これに関わる補助も市ではやっていますとあるんですけれども、これまでの利用実績というか、大体どれぐらい利用されたかという数字が分かれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 岡見議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと合計をまとめていなくて申し訳ないんですが、この制度は令和4年度から行っておりまして、令和4年度が12件で74万3,000円。それから令和5年度が11件で66万2,000円。それから令和6年度が28件で122万7,000円。そして今年度まだ途中というふうなところでありますが、現段階で計10件の46万5,000円。こういった実績を持っております。

○議長（佐藤健司） 13番岡見善人さん。

○13番（岡見善人） はい、ありがとうございます。私が思ったより利用されているなというイメージなんですけれども。というのは、やっぱり電気柵の規模感もあると思うんですけれども、やっぱり自分が持っている敷地のところに、どこまで電気柵をやるのかという。入ってこないようにするには、結構自分の中では膨大に張らなければならないというイメージだったので、案外使い勝手って悪い、実際に使うのは非常に難しいかなど。設置に関わる場所の労力も含めてなんですけれども、これぐらい使っていた

いてるんであればと思います。

これは多分熊だけじゃなくてイノシシだとかそういったものも含めてだと思いたすけども、ぜひその辺のところも多分猟友会も含めて、農業の所轄のところからそういった情報がいつて、使われる方にはちゃんと浸透していると思いたすけども、ぜひそういったものも含めて、入ってこないような措置をやっていただければと思いたす。

それから、ガバメントハンターの育成のところ、(2)のところでもう1点。実はこの質問をやる上で、県のほうの状況はどうかなと思いたすて、先々週、県議会にちょっと傍聴しに行ったんです。そのときに、県の方針的にもやっぱりさっき私が一般質問の壇上で話したときと同じように、鈴木知事の見解としては、なかなか各自治体でこのガバメントハンターを配置するというのは結構大変だろうと。さっき秋田市は先んじてやるって言ったけど、やっぱりその規模だとか実際の財政だとかいろんな側面からいろいろと難しいというふうなのがあって、質問者が例えば、ここでいけば由利地域振興局のところからそういった県としてのガバメントハンターの部隊を持って、そこから何かあったときというふうにやればいいんじゃないでしょうかみたいな話を質問した中の鈴木知事の答弁からは、やっぱり今言ったように、そういった形も含めて県としてもサポートしていきたいという話もありました。

そのときに、今、各自治体にそのガバメントハンターの要望を含めたアンケートを取っていると。16の自治体からガバメントハンターに対する要望があるということを知いたんですけれども、当市としては、そのアンケートの中にガバメントハンターを配置したい。あるいは県から配置してもらいたいと。その要望の中に当市は手を挙げたのかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

アンケート調査には、市としては要望したいというふうな意思表示をしておりますが、岡見議員からお話があったように、実際そのガバメントハンターを市として確保していくとなると、鈴木県知事が言ったことと全く同様になると思いたす。例えば雇用形態ですとか、こんな変動がある中でどのくらい毎年度同じような需要があるのかといった懸念といいたすか、それは我々思いたすしておりますので、いるにこしたことはないというつもりでアンケートには回答しておりますが、実際はそういった懸念も想定しているところがございます。

○議長（佐藤健司） 13番岡見善人さん。

○13番（岡見善人） はい、ありがとうございます。私も同じような認識なので、さっきのところでは今年とか一昨年のように、異常な出沒が、来年が要はブナの実とかが豊作であれば熊は出てこないということがあるので、そういったところも踏まえて、効果的に配置すべきだというふうな思いたすけれども、いろんな状況に応じて柔軟に今後を見据えて対応していくというところで、よろしくお願いたしたいと思いたす。

それから、駆除に係る人材育成及び環境整備の中で、私のほうで市内に1か所、熊の解体処理場を求めています。昨日の小松議員の中で天鷲フラワー園でしたっけ、それから水林というふうにあるんですけれども、実際私も駆除の解体現場に行きました。

そのときは6人で午前中やっぱり9時頃から12時頃まで1頭かかっていた。その

ときはまさに質問で出したいつも解体していただけるようなところの人がいなくて、どこで解体するというような話があって、実は自分の息子から、おやじ、うちの小屋でやってもいいかと言われたんだけど、いや道具もないし、大変だからというぐらい、みんな、ベテランの人でさえも何とするというようなことがあったので、質問させてもらいました。

最低でも1か所と言ったのは、やっぱりそういったときに、ここに行けばちゃんと道具もそろっているというようなところが必要だと思っていました。

天鷲フラワー園であったり水林も含めて、しっかりその解体が処理できるような設備も含めてお願いしたいと思うのと、実はその解体処理に関わるナイフであったり、そういった物は、みんな猟友会の自分持ちなんです。やっぱりナイフ、高ければ1万何ぼもする、切れ味が高い物を買うんです。もし可能であれば、そういった施設にそういった物のところも含めた対応をしていただければ、猟友会の負担もなくなるのかと思いますので、これは提案でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて大項目1(4)の登下校時における児童の送迎についてでございます。

今回のクマ被害対策パッケージの中の交付金には、登下校に関わるものがないけれども、教育長の答弁の中に、今後の状況を見ながら、そういった交付金が柔軟に活用できれば検討してまいるということのでございました。

私、この一般質問の通告締め後に、ちょっと県のホームページ等を見ましたら、登下校のというか、学校周りの巡回及び忌避作業ということで、11月5日から12月25日の多分休みの前までの期間だと思うんですけども、ALSO Kに委託して小学校・中学校近辺の危険箇所を、要は防止するための巡回をやるということで、そういう実証実験等のものが出ていました。これは下ろされてきていて教育委員会的にはこれをもう使うだろうから、既にそこに走っているような感じになるんでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 岡見議員の再質問にお答えします。

ALSO Kに県が委託したものについては、ちょうど例えば私たちが新山小学校の登下校の見守りをしていたときと同時期でありまして、そのときに県で派遣したものがどのように回っているかについては、私たちもその都度問合せはしております。

そちらはそちらで独自にやっていて、その情報ってなかなか入ってこなくて、連携を取るというのは非常に難しかったのですけれども、まず全ての学校に順番に回っていて、なおかつ必要に応じて爆竹等を鳴らしていると。そういう行為は行われてきているというのは確認しております。

○議長（佐藤健司） 13番岡見善人さん。

○13番（岡見善人） 各学校の先生方であったり、教育委員会の方々も、それこそ教育長自ら登校のときに誘導したりとかやっていると聞いていますので、負荷がかかっていると思います。私も最近これを見たんですけども、既に11月5日からこういうものは始まっているんだなと見ました。

これはやっぱり県とのある意味連携不足じゃなかったかなと。私たちもちょっと勉強不足だったんだけど、やっぱりここもし活用できるものであれば、少しでも教育委員会であったり学校の先生方の負担軽減という側面から、使えるものは使ったほうがいい

いんじゃないかということでございますので、まだ12月25日まであります。もう冬眠にかかっているんで、がくんと減ってはいるんですけども、何らかでこれが使えるようなタイミングが出たら、ぜひ活用していただきたいと思います。よろしいでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

私たちもこの事業が実施されるということに対しては、県教委のほうにその日のうちに確認をしています。

どの学校にどのように回るのかということを確認を取ったんですけども、県としては、教育委員会、義務教育課ではなくて別の部署が行っているということで、その情報収集は非常に難しいものがありました。それらを含めて、私たちも連携はしたいと思えますし、できるだけ多層的な形で子供たちの安全を守る支援はしていきたいと思っていますので、今後ともそういう情報がありましたら、それは積極的に活用させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤健司） 13番岡見善人さん。

○13番（岡見善人） はい、ありがとうございます。熊に関わる全般的な話なんですけれども、おとといの秋田魁新報にちょうどいいタイミングで緊急的に秋田魁新報社主催のシンポジウムの記事が載っていました。それを見ると、非常に今後の対策であったり、なるほどなというのがありましたので、何とか見ていただければ非常にいいヒントにつながっているものがあるなと思えましたので、ぜひ活用していただきたいと思えます。

やっぱりその最後は、熊と共存共栄というような言葉があるんですけども、共存共栄ではないんだと、いわゆるすみ分けというのが必要だということがポイントだということが、専門的に研究した教授の中からありましたので、ぜひここを活用しながら対策する各部署で検討の材料にしていいただければと思えます。

最後1点でございます。大項目の2、安心して暮らせ優しさが感じられるまちづくりに向けて、（2）eスポーツを活用した高齢者のフレイル予防についてでございます。

このeスポーツに関しては、前に私が議員のときもナイスアリーナのセンタービジョンを使ってゲームとかみたいなのをやったらどうかと。これはまさに若年層とかそこをターゲットにして、いわゆる人を集客するというか、そういう観点で言ったんですけども、このフレイル予防対策としてeスポーツがすごくいいというのがあったので、改めて今回質問させてもらいました。

市の広報にもeスポーツの出前講座みたいな記事があったので、非常にその位置づけは分かっていると思えます。ぜひ検討しながらこの仕組みを活用してフレイル予防に向けていっていただければと思えますけれども、最後答弁をお願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） はい、ただいまの再質問にお答えいたします。

eスポーツについては私もやっぱりかねてから関心があることでありまして、今回の岡見議員の質問に限らず、何とか市としてもいろいろ取り入れたいものだという思いもしております。

今回出前講座も1つやった経緯もありますし、冒頭、壇上でもこれからしっかり検討していくという言い方をしましたが、かなり前向きに検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤健司） 13番岡見善人さん。

○13番（岡見善人） 若干そういう会社にも関わっていたので、ぜひ私も活用していただければなということをお話ししまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤健司） 以上で13番岡見善人さんの一般質問を終了いたします。
以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（佐藤健司） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第142号、議案第144号、議案第147号から議案第154号まで、議案第156号から議案第180号まで、議案第182号、議案第184号、議案第186号、議案第189号、議案第191号及び議案第193号の計41件を一括議題として質疑を行います。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（佐藤健司） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第194号及び議案第195号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。
湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、追加提出議案について概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、契約締結案件1件に加え、補正予算1件の計2件であります。

初めに、契約締結案件についてであります。議案第194号7災10号二級市道新莊軽井沢線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。これは令和5年7月14日から令和7年8月18日の地滑りにより被災した市道新莊軽井沢線の道路災害復旧工事について、山科建設株式会社と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。議案第195号令和7年度一般会計補正予算（第17号）につきましては、農林水産業費で農地・農業用施設小災害支援事業費補助金を追加するものであり、この財源といたしましては、県支出金で手当てし、補正額として1,031万円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は、618億7,636万7,000円となります。

また、繰越明許費につきましては、本莊東小学校建設事業（外構・グラウンド整備工事）を設定いたします。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、本日、追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第194号及び議案第195号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休 憩

.....
午後 2時33分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第194号及び議案195号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（佐藤健司） 日程第4、提出議案及び請願、陳情の委員会付託を行います。

議案・請願・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明10日から17日までは、委員会開催等のため休会、18日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案及び請願、陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は17日正午まで、議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いします。

本日はこれをもって、散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時34分 散 会